公的年金制 度 の健全性及び 信頼性 \mathcal{O} 確 保 のため の厚生年金保険法等の 部を改正する法 律 \mathcal{O} 施行に伴う厚生労働 省関 係 省令

三 十四四 十三 十 二 + 八 六 兀 + 九 七 五. \mathcal{O} 条関係 第四十四号) 整 船員保険法施行規則 健康保険法施行規則 確定給付企業年金法施行規則の一 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令 国民年金基金規則 国民年金法施行規則 厚生年金保険法施行規則 確定拠出年金法施行規則 確定給付企業年金法施行規則 |備等及び経過 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 日本年金機構の業務運営に関する省令 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則 抄 (第十三条関係) 措置に関する省令案 (平成二年厚生省令第五十八号) (大正十五年内務省令第三十六号) 昭 (昭和十五年厚生省令第五号) 和三十五年厚生省令第十二号) (平成十三年厚生労働省令第百七十五号) (昭和二十九年厚生省令第三十七号) (平成十四年厚生労働省令第二十二号) 部を改正する省令 (平成二十一年厚生労働省令第百六十五号) 新旧対照条文 昭 和 五十一 (平成二十四年厚生労働省令第十三号) 抄 抄 (平成九年厚生省令第三十一号) (第十一条関係) (第六条関係) 抄 年労働省令第二十六号) 抄 (第十条関係 (第五条関係) 抄 (第四条関係) 抄 抄 (第三条関係) (平成十九年厚生労働省令第百五十一 (第二条関係) 抄 抄 (第十二 抄 (第十五条関係) 抄 (第七条関係) 一条関係 (第九条関係) (平成二十年厚生労働省令第1 号) • 抄 (第八条関係 (平成十七年厚生労働省令 号) 抄 (第十四 120 101 100 122 97 92 80

$\overline{}$
傍
線
部
分
/ •
は
改
正
部
分
$^{\circ}$

第十章 雑則(第百十条—第百二十二条)第九章 指定法人(第百五条—第百九条)第八章の二 企業年金連合会(第百四条の二—第百四条の二十六)	第八章 確定給付企業年金の終了及び清算(第九十七条―第百四条)条の二―第九十六条の四)第七章の二 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等(第九十六	第七章 確定給付企業年金間の移行等(第八十七条の二―第九十六条)第六章 行為準則(第八十六条・第八十七条)	第一命(責立金の責立て(第五十三条―第六十六条)第五章(積立金の積立て及び運用)	第四章 掛金(第三十七条—第五十二条)第三章 給付(第二十四条—第三十六条)	第二章 加入者等(第二十二条—第二十三条の三)第一章 確定給付企業年金の開始(第一条—第二十一条)	目次	改 正 案
第十章 雑則(第百十条—第百二十二条の二) 第九章 指定法人(第百五条—第百九条)の二—第百四条の九) の二—第百四条の九)	第八章 確定給付企業年金の終了及び清算(第九十七条―第百四条)	第七章 確定給付企業年金間の移行等(第八十七条の二―第九十六条)第六章 行為準則(第八十六条・第八十七条)	第一節 漬立金の漬立て(第五十三条―第六十六条)第五章 積立金の積立て及び運用	第四章 掛金(第三十七条—第五十二条)第三章 給付(第二十四条—第三十六条)	第二章 加入者等(第二十二条—第二十三条の三)第一章 確定給付企業年金の開始(第一条—第二十一条)	目次	現

附則

(複数の確定給付企業年金を実施できるその他の場合)

第一条 下「令」という。 確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号。 第一条の厚生労働省令で定める場合は、 次のとおり 以

とする。

(略

(削る)

(削る)

(規約の承認の申請)

第四条 を添付して、 (以下「規約」という。)の承認の申請は、 法第三条第一項第一号の規定による確定給付企業年金に係る規約 厚生労働大臣 (当該規約の承認に関する権限が第百二十一 申請書に、 次に掲げる書類

条の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長

(以下「地方厚生局長

第十一章 他の年金制度との間の移行等 (第百二十三条—第百四十三条

附則

(複数の確定給付企業年金を実施できるその他の場合)

第一条 下「令」という。 確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号。 第一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、 次の 以

とおりとする。

(略)

]] 法第百十一条第二項の規定により厚生年金基金の加入員及び加入員

であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した規約型企業

年金 (法第七十四条第 項に規定する規約型企業年金をいう。 以下同

じ。)の事業主が、 当該権利義務を承継した日から起算して五年を経

過していない場合

兀 法第百十二条第四項の規定により消滅した厚生年金基金の権利義務

を承継した企業年金基金(以下「基金」という。 が、 当該権利義務

を承継した日から起算して五年を経過していない場合

(規約の承認の申請)

第四条 法第三条第一項第一号の規定による確定給付企業年金に係る規約

(以下「規約」という。) の承認の申請は、 申請書に、 次に掲げる書類

条の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長 を添付して、 厚生労働大臣 (当該規約の承認に関する権限が第百二十一

(以下「地方厚生局長

提出することによって行うものとする。等」という。)に委任されている場合にあっては、地方厚生局長等)に

一~五 (略)

七(略

2 (略)

3

らないことが確実に見込まれるもの の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いるものとする。 現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除し 約者価額」という。 第二十七号)第十一条第一項第三号ハに規定する契約者価額 ける当該契約に係る農業協同組合法施行規則 共済の契約にあっては、 平成八年大蔵省令第五号) 業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る保険業法施行規則 た額をいう。 第 一項の場合において、生命保険の契約にあっては、 以下同じ。) が、 当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日にお 第十条第三号に規定する契約者価額が、 数理債務の額 (当該額の計算については、 (以 下 (給付に要する費用の予想額 「受託保証型確定給付企業年 (平成十七年農林水産省令 当該確定給付企 当該契約者価額 (以 下 を下回 生命 「契 0

提出することによって行うものとする。等」という。)に委任されている場合にあっては、地方厚生局長等)

に

一~五 (略)

年金制度等をいう。以下同じ。)が適用される者の範囲についての書施されている企業年金制度等(法第五条第一項第二号に規定する企業項に規定する規約をいう。以下同じ。)その他当該事業所において実項に規定する規約をいう。以下同じ。)その他当該事業所において実施とについて一定の資格を定める場合にあっては、厚生年金基金の規定を設定を表示した。

類

七(略)

3

2

(略)

書類 者価額」という。)が、 証型確定給付企業年金」という。)については、 び予定死亡率を用いるものとする。)を下回らないもの(以下 二十七号)第十一条第一項第三号ハに規定する契約者価額 る当該契約に係る農業協同組合法施行規則 済の契約にあっては、 成八年大蔵省令第五号)第十条第三号に規定する契約者価額が、 年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る保険業法施行規則 (当該額の計算については、 前項の場合において、 (給付の設計の基礎を示した書類を除く。)を添付することを要し 当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日におけ 生命保険の契約にあっては、 給付に要する費用の予想額の現価に相当する額 当該契約者価額の計算に用いる予定利率及 (平成十七年農林水産省令第 第一項第三号に掲げる 当該確定給付企業 (以 下 「受託保 生命共 「契約 伞

金」という。 であって、 加入者又は加入者であった者が存在しない ŧ

ない。

0) (以 下 「閉鎖型受託保証型確定給付企業年金」という。)については

示した書類を除く。 第一項第三号 第五号及び第六号に掲げる書類)を添付することを要しない (給付の設計の基礎

4 • 5 略

(給付減額の理由)

第五条 る。 は、 以下「受給権者等」という。)の給付 」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であった者 ただし、 当該受給権に係る給付に限る。 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、 加入者である受給権者(給付を受ける権利 の額を減額する場合にあっては、 (加入者である受給権者にあって 次のとおりとす (以下「受給権

(略)

第二号に掲げる理由とする。

三 を減額することにつきやむを得ない事由があること。 主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合であって、 る場合、 規約型企業年金をいう。 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金 法第七十九条第二項又は第八十一条第1 以下同じ。)を他の規約型企業年金と統合す 一項の規定により事業 (同項に規定する 給付の額

兀 額 に伴い減少する額に相当する額を事業主掛金 給付の額を減額し、 当該事業主が拠出する掛金のうち給付の (確定拠出年金法 の額の減 伞

4 5 略

(給付減額の理由)

第五条 」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であった者 る。 以下「受給権者等」という。)の給付 ただし、 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、 加入者である受給権者

(給付を受ける権利

(以下「受給権

次のとおりとす

(略)

第二号に掲げる理由とする。

は、

当該受給権に係る給付に限る。

の額を減額する場合にあっては、

(加入者である受給権者にあって

Ξ 関する権利義務を承継する場合であって、 の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合又 年金と統合する場合、法第七十九条第二項若しくは第八十一条第二項 つきやむを得ない事由があること。 主が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に は法第百十条の二第三項若しくは第百十一条第二 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を他の規約型企業 給付の額を減額することに 一項の規定により事業

兀 額 に伴い減少する額に相当する額を事業主掛金 給付の額を減額し、 当該事業主が拠出する掛金のうち給付の (確定拠出年金法 額 の減 伞

七項第 に規定する企業型年金をいう。 事業所の事業主が実施する企業型年金 給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。 をいう。) に充てること又は法第八十二条の二第 成十三年法律第八十八号)第三条第三項第七号に規定する事業主掛金 一 号 口に規定する資産管理機関をいう。 以下同じ。)の資産管理機関 (確定拠出年金法第二条第二項 以下同じ。)に移換す 一項の規定により、 の — 部を、 (同条第 実施

(規約の軽微な変更等)

ること

る事項の変更とする。第七条法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げ

一~三 (略)

四 法第四条第五号に掲げる事項(労働協約等の変更により法第二十七

給付の設計の軽微な変更(給付の額の減額に係る場合を除く。)に関条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の

る。) 給付の設計の軽微な変更(給付の額の減額に係る場合を除く。

伴い同条第六号に掲げる事項を変更する場合を除く。)及び第八号にに伴い同号に掲げる事項を変更する場合(前号に掲げる事項の変更に五)法第四条第六号に掲げる事項(同号に掲げる事項以外の事項の変更

六 (略)

掲げる事項を変更する場合を除く。)

業年金並びに法第八十一条の二に規定する移換元確定給付企業年金七 法第七十九条に規定する移転確定給付企業年金及び承継確定給付企

کی 第 所の事業主が実施する企業型年金 定する企業型年金をいう。 に充てるべき積立金(以下「積立金」という。 をいう。)に充てること又は法第百十七条第一項の規定により、 成十三年法律第八十八号)第三条第三項第七号に規定する事業主掛金 一号ロに規定する資産管理機関をいう。 以下同じ。 (確定拠出年金法第二条第二項に規 の資産管理機関 以下同じ。)に移換するこ の 一 部を、 (同条第七項 実施事業 給付

(規約の軽微な変更等)

る事項の変更とする。 第七条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲

一〜三 (略)

(新 設)

更する場合を除く。) に伴い同号に掲げる事項を変更する場合及び第七号に掲げる事項を変更 (同号に掲げる事項以外の事項の変更)

五 (略)

業年金、法第八十一条の二に規定する移換元確定給付企業年金及び移六 法第七十九条に規定する移転確定給付企業年金及び承継確定給付企

及び移換先確定給付企業年金の名称

八 略

九 令第二条第一号から第六号までに掲げる事項

+ + (略

2 法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、

兀

略

次に掲げる事項の変更とする

前項 第十 一号に掲げる事項

五. 略

(規約の変更の承認の申請)

第八条 提出することによって行うものとする 地方厚生局長等に委任されている場合にあっては、 大臣 容及び理由を記載した申請書に、 の名称、 は地方厚生局長等が発行した番号をいう。 (当該規約の変更の承認に関する権限が第百二十一条の規定により 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、 規約番号 (規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又 次に掲げる書類を添付して、厚生労働 以下同じ。 地方厚生局長等)に)並びに変更の内 事業主

(略

入者の資格の変更に伴い当該企業年金制度等が適用される者の範囲を されている企業年金制度等が適用される者の範囲についての書類 加入者の資格を変更する場合にあっては、実施事業所において実施 加

換先確定給付企業年金並びに法第百十条の二及び法第百十五条の三に

規定する厚生年金基金の名称

七 略

八 令第二条第 号、 第五号及び第六号に掲げる事項

九 · 十 (略)

2 次に掲げる事項の変更とする 法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、

(略)

兀 前項第十号に掲げる事項

五. 略

(規約の変更の承認の申請)

第八条 の名称、 大臣 提出することによって行うものとする 地方厚生局長等に委任されている場合にあっては、 容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、 は地方厚生局長等が発行した番号をいう。 (当該規約の変更の承認に関する権限が第百二十一条の規定により 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、 規約番号 (規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣 以下同じ。 地方厚生局長等)に 並びに変更の内 厚生労働 事業主 又

(略

Ξ の範囲についての書類 他実施事業所において実施されている企業年金制度等が適用される者 加入者の資格を変更する場合にあっては、 (加入者の資格の変更に伴い当該企業年金制度 厚生年金基金の規約その

変更する場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類を含む。

四 (略)

由を示した書類 算をいう。以下同じ。)を行わないときは、財政再計算を行わない理計算(法第五十八条又は法第六十二条の規定に基づく掛金の額の再計五 第五十条第四号に掲げる場合であって、同号の規定に基づく財政再

六・七 (略)

意を得たことを証する書類とする規約の変更の承認を申請する場合にあっては、同条第二項の同とする規約の変更の承認を申請する場合にあっては、同条第二項の同の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関に移換することを内容へ 法第八十二条の二第一項の規定により、積立金の一部を実施事業所

九 (略)

2 (略)

(届出の必要のない規約の軽微な変更)

第十条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとす

る。

一 (略)

じ。)の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限二 第七条第一項第一号に掲げる事項(市町村(特別区を含む。以下同

る。)

三 第七条第一項第二号に掲げる事項(市町村の名称の変更、廃置分合

等が適用される者の範囲を変更する場合にあっては、当該変更の内容

を記載した書類を含む。)

四 (略)

由を示した書類算をいう。以下同じ。)を行わないときは、財政再計算を行わない理計算(法第五十八条又は法第六十二条の規定に基づく掛金の額の再計五 第五十条第五号に掲げる場合であって、同号の規定に基づく財政再

六・七 (略)

得たことを証する書類る規約の変更の承認を申請する場合にあっては、同条第二項の同意を業主が実施する企業型年金の資産管理機関に移換することを内容とすべ、法第百十七条第一項の規定により、積立金の一部を実施事業所の事

九 (略)

2 (略)

(届出の必要のない規約の軽微な変更)

第十条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとす

る。

一 (略)

じ。)の廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。) 二 第七条第一項第一号に掲げる事項(市町村(特別区を含む。以下同

三 第七条第一項第二号に掲げる事項(市町村の廃置分合又は境界変更

又は境界変更に伴い変更する場合に限る。

兀 第七条第 一項第八号に掲げる事項

五. 第七条第一項第十一号に掲げる事項

(基金の設立の認可の申請)

第十一条 して、 」という。)の設立の認可の申請は、 厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。 法第三条第一項第二号の規定による企業年金基金 申請書に、 次に掲げる書類を添付 (以 下 「基金

~ 五. 略

(基金の給付減額の理由)

する場合にあっては、 める理由は、 要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める 次のとおりとする。 第五条第二号に掲げる理由とする。 ただし、受給権者等の給付の額を減額

略

関する権利義務を承継する場合であって、 につきやむを得ない事由があること。 九条第二項若しくは第八十条第二項の規定により基金が給付の支給に 法第七十六条第一 項の規定により基金が合併する場合又は法第七十 給付の額を減額をすること

に伴い変更する場合に限る。

兀 第七条第 一項第七号に掲げる事項

五. 第七条第一項第十号に掲げる事項

(基金の設立の認可の申請

第十一条 によって行うものとする。 申請書に、 法第三条第一項第二号の規定による基金の設立の認可の申請 次に掲げる書類を添付して、 厚生労働大臣に提出すること

は

~ 五. (略

(基金の給付減額の理由)

第十二条 する場合にあっては、 める理由は、 要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める 次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減 第五条第二号に掲げる理由とする

(略)

_ 減額をすることにつきやむを得ない事由があること。 関する権利義務を承継する場合又は法第百十二条第四項の規定により する権利義務を承継する場合、 基金が厚生年金基金の権利義務を承継する場合であって、 金が厚生年金基金の加入員及び加入員であっ 条第二項若しくは第八十条第二項の規定により基金が給付の支給に関 法第七十六条第一項の規定により基金が合併する場合、 法第百十条の二第三項の規定により基 た者に係る給付の支給に 法第七十九 給付の額を

(基金の規約の軽微な変更)

第十五条 掲げる事項の変更とする 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、 次に

略

令第二条第7 一号から第四号まで及び第六号並びに令第五条第一号及

び第二号に掲げる事項

並びに前条に掲げる事項

三 第七条第一項第二号、 第四号から第八号まで、 第十号及び第十一号

第十八条 (届出の必要のない基金の規約の軽微な変更) 法第十七条第一

とする。 項の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおり

は境界変更に伴い変更する場合に限る。

法第十一条第二号に掲げる事項

(市町村の

名称の変更、

廃置分合又

二 令第五条第一号及び第二号に掲げる事項

三 に伴い変更する場合に限る。)、 第七条第一項第一 号 (市町村の名称の変更、 第八号及び第十一号に掲げる事項 廃置分合又は境界変更

(基金の加入者の資格喪失の届出

第二十三条 第二十七条の規定により加入者の資格を喪失したときは、三十日以内に 次に掲げる事項を基金に届け出なければならない 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法

(基金の規約の軽微な変更)

第十五条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、 次に

掲げる事項の変更とする。

略

令第二条第六号並びに令第五条第一号及び第二号に掲げる事項

第七条第一項第二号、 第四号から第七号まで、 第九号及び第十号

三

びに前条に掲げる事項

(届出の必要のない基金の規約の軽微な変更)

第十八条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおり

とする。

伴い変更する場合に限る。 法第十一条第二号に掲げる事項 (市町村の廃置分合又は境界変更に

(略

三 る場合に限る。 第七条第一項第一 号 第七号及び第十号に掲げる事項 (市町村の廃置分合又は境界変更に伴 い変更す

(基金の加入者の資格喪失の届出

第二十三条 第二十七条の規定により加入者の資格を喪失したときは、 次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法 三十日以内に

一·二 (略)

四(略

(規約で定める数値の算定方法)

第二十六条 (略)

2 (略)

ただし、令第二十四条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らないものであること。一予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予

の他これに類する場合にあっては、零を下回らないものとすることがいて同条第三項の年金として支給される給付の額の改定を行う場合そ

できる。

規約に定めた場合にあっては、当該合理的に定めたものとすることが遺族の死亡の実績及び予測に基づき合理的に定めたものとすることをと。ただし、予定死亡率を当該確定給付企業年金の加入者等及びその二 予定死亡率は、前回の財政計算において用いた予定死亡率とするこ

一•二 (略)

ることができる場合にあっては、当該加入者の住所 で業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)への移換を申し出 企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)への移換を申し出 で (法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以 加入者が法第九十一条の二第一項の規定によりその脱退一時金相当

四 (略

(規約で定める数値の算定方法)

第二十六条 (略)

2 (略)

定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らないものであること。 一 予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予

と。 予定死亡率は、前回の財政計算において用いた予定死亡率とするこ

できる。

(給付の額の再評価等に用いる率)

の率に基づき再評価を行う場合でも、当該再評価後の累計額が、当該再定方法を用いて給付の額を計算する場合にあっては、次の各号のいずれ、次のとおりとする。ただし、同条第一項第三号に掲げる給付の額の算第二十九条 令第二十四条第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは

一・二 (略) 評価を行わなかった場合の累計額を下回ってはならない。

三 積立金の運用利回りの実績

四 前三号に掲げる率を組み合わせたもの

五 前三号 に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの

(削る)

(脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付)

より計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額のいずれ 一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する の条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等が支給する の条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等が支給する の条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等が支給する 一時金を除く。)の額は、当該確定給付金の支給を開始した後に支給する 一時金を除く。)の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法に より計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等」という。) 選用機関をいう。)又は基金(以下「資産管理運用機関等」という。) より計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額のいずれ という。)

(給付の額の再評価等に用いる率)

第二十九条(令第二十四条第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは

、次のとおりとする。

·二 (略)

(新設)

三 前二号に掲げる率を組み合わせたもの

─ 前二号に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの

2 前項各号の率は、零を下回らないものであることとする。

(脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付)

第三十二条の二 資産管理運用機関 (法第四条第三号に規定する資産管理 退 一 脱退 る年金給付等積立金を総称する。 相当額をいう。 の四第二項又は厚生年金保険法第百六十五条の二第二項の規定により脱 が法第八十一条の二第二項、 運用機関をいう。)又は基金 時金相当額等 時 金相当額 以下同じ。 (令第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退 (脱退一時金相当額若しくは積立金又は厚生年金基金 若しくは同法第百六十五条第五項に規定す 第百十五条の三第二項若しくは第百十五条 (以 下 以下この条及び次条において同じ。 「資産管理運用機関等」という。 一時金

か高い額とする。

(特別掛金額)

2~4 (略)

第四十六条

(略

5

中のにおいてあらかじめ規約で定めた期間とする。 参引き下げる場合にあっては、特別掛金額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合にず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合にず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合にがかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合にがかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。 与回の財政計算において第四十三条第二項第一号に規定する予定利率 5

する。 償却されていない額を控除した額を控除して得た額の全部又は一部 債務の額」という。 場合には、 当該額が今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を超える 務の額から前 した額から、 において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除 今回の財政計算において計算した数理債務の額から前回の財政計算 以下次号及び第六項において「予定利率引下げによる過去勤務 当該今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額と 当該予定利率を引き下げないものとして計算した数理債 回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち) について、 第 項第一号、 第二号又は第四号の

確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老

(特別掛金額)

受けた脱退一時金相当額等の額のい

ずれか高い額とする

第四十六条 (略)

2~4 (略)

ず、 内においてあらかじめ規約で定めた期間とする。 号の規定の適用については、予定償却期間を三年以上三十年以内の範囲 おいて、 を引き下げる場合にあっては、 には、 額 額から、 当する額を控除した額をいう。 今回の財政計算において第四十三条第二項第一号に規定する予定利率 額が今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を超える場合 されていない額を控除した額を控除して得た額の全部又は いて発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した の額の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相 から 次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。 今回の財政計算において計算した数理債務の額 第一号に掲げる額の計算に係る第一項第一号、 当該今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額とする 前 当該予定利率を引き下げないものとして計算した数理債務 回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち 特別掛金額は、 以下同じ。)から前回の財政計算に 第一項の規定にかかわら (給付に要する費用 第一 一号又は第四 この場合に 部 (当該 償却

第五十条 第四十九条 6 三 |-に応じ、当該各号に定める日を計算基準日として計算されるものとする (財政再計算を行う場合) (削る) (財政計算の計算基準日) 規定に基づき計算した額 (略) 兀 (略) 法第五十八条第二項の厚生労働省令で定める場合は、 (略) (略 財政計算における掛金の額は、 次の各号に掲げる場合の区分 次のとお 第五十条 第四十九条 6 四 · 五 \equiv に応じ、当該各号に定める日を計算基準日として計算されるものとする (財政再計算を行う場合) (財政計算の計算基準日) 四項の規定により消滅した厚生年金基金の権利義務を承継する場合 型企業年金を実施することとなる場合に限る。 に基づき計算した額 の額」という。)について、第一項第一号、 制度施行日前 行日の前日において設立されていた厚生年金基金の事業年度の末日 当該確定給付企業年金を実施することとなる日(以下この号において であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合(規約 (略) 「制度施行日」という。 以下次号及び第六項において「予定利率引下げによる過去勤務債務 法第百十一条第二項の規定により厚生年金基金の加入員及び加入員 (略) 法第五十八条第二項の厚生労働省令で定める場合は、 (略 (略) 財政計算における掛金の額は、 一年六月以内の日に限る。 前一年以内のいずれかの日又は当該制度施 次の各号に掲げる場合の区分 第二号又は第四号の規定)又は法第百十二条第

次のとお

りとする。

<u>\</u> (略)

(削る)

兀 次に掲げる場合 (掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合

を除く。

イ・ロ (略)

の支給に関する権利義務を移転又は承継する場合 法第七十九条第一項又は第二項の規定により加入者等に係る給付

ニ・ホ (略

(財政再計算の報告)

第五十一条 が第百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあ 当該規約の変更の承認若しくは届出又は当該報告書の提出に関する権限 する事業及び決算に関する報告書にそれぞれ添付して、 更の場合にあっては届書)に、 の変更の承認又は認可の申請書(第七条第一項第五号に掲げる事項の変 た掛金の額に係る規約の変更を行う必要がある場合にあっては当該規約 第三号に規定する財政再計算報告書を、当該財政再計算において計算し ては計算基準日の属する事業年度の翌事業年度の法第百条第一項に規定 事業主等が財政再計算を行った場合には、第百十六条第一項 規約の変更を行う必要がない場合にあっ 厚生労働大臣

りとする。

(略

兀 法第百十一条第二項の規定により厚生年金基金の加入員及び)加入員

型企業年金を実施することとなる場合を除く。

であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合

(規約

五. 次に掲げる場合 (掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合

を除く。)

イ・ロ (略)

により加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転又は 法第七十九条第一項若しくは第1 一項又は法第百七条第一 項の規定

承継

する場合

ニ・ホ (略)

(財政再計算の報告)

第五十一条 が第百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあ 当該規約の変更の承認若しくは届出又は当該報告書の提出に関する権 する事業及び決算に関する報告書にそれぞれ添付して、 ては計算基準日の属する事業年度の翌事業年度の法第百条第一 更の場合にあっては届書)に、 の変更の承認又は認可の申請書(第七条第一項第四号に掲げる事項の変 た掛金の額に係る規約の変更を行う必要がある場合にあっては当該規約 第三号に規定する財政再計算報告書を、当該財政再計算において計算し 事業主等が財政再計算を行った場合には、第百十六条第一項 規約の変更を行う必要がない場合にあっ 厚生労働大臣 項に規定

っては、地方厚生局長等)に提出しなければならない。

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の掛金の額の算定)

一~六 (略)

第六号に規定するところにより計算することができる。 除く。)の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、契約者価額の際く。)の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、契約者価額のに、 受託保証型確定給付企業年金を

算することができる。 い、第一項第一号及び第四号から第六号までに規定するところにより計にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用る。 別鎖型受託保証型確定給付企業年金の掛金の額は、第四十三条の規定

(積立不足に伴う掛金の拠出方法)

該上回る額を、掛金として翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出しなける掛金の額を上回る場合にあっては、規約で定めるところにより、当第五十九条 事業主は、前条の規定に基づき算定した額が翌事業年度にお

っては、地方厚生局長等)に提出しなければならない。

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の掛金の額の算定)

~六 (略)

(積立不足に伴う掛金の拠出方法)

該上回る額を、掛金として翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出しなける掛金の額を上回る場合にあっては、規約で定めるところにより、当第五十九条事業主は、前条の規定に基づき算定した額が翌事業年度にお

代えて、翌々事業年度における掛金の額又は同項第一号の規定に基づきより特別掛金額を計算している場合は、翌事業年度における掛金の額にければならない。この場合において、第四十六条第一項第四号の規定に

特別掛金額を計算するものとした場合の翌々事業年度における掛金の額

2 (略)

を用いて算定することができる。

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の最低積立基準額)

第六十五条 年金 型確定給付企業年金である場合においては、当該事業年度の末日におけ で除して得た率を乗じて得た額とすることができる。 基づき計算した最低積立基準額を当該計算基準日における数理債務の額 を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に おける数理債務の額に、 積立基準額は、 る数理債務の額に基づき合理的に計算した額とすることができる。 (以下「簡易な基準に基づく確定給付企業年金」という。) の最低 第五十二条の規定に基づき掛金の額を計算した確定給付企業 第五十五条の規定にかかわらず、 当該確定給付企業年金の掛金の額の計算基準日 当該事業年度の末日に ただし、 受託保証

(確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法)

第八十七条の二 (略)

により移換する積立金の額について準用する。この場合において、前項う場合(同項の政令で定める場合を除く。)における同条第三項の規定2 前項の規定は、法第七十九条第一項の規定により権利義務の移転を行

ければならない。

2 (略)

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の最低積立基準額

第六十五条 年金 該事業年度の末日における数理債務の額とすることができる。 給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、 で除して得た率を乗じて得た額とすることができる。 基づき計算した最低積立基準額を当該計算基準日における数理債務 を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に おける数理債務の額に、 積立基準額は、 (以下「簡易な基準に基づく確定給付企業年金」という。 第五十二条の規定に基づき掛金の額を計算した確定給付企業 第五十五条の規定にかかわらず、 当該確定給付企業年金の掛金の額の計算基 当該事業年度の ただし、 当該確定 の最低 末日に 0 準 当 額 Ħ

(確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法

第八十七条の二(略)

項の政令で定める場合を除く。)における法第七十九条第三項又は法第り権利義務の移転を行う場合(法第七十九条第一項又は法第百七条第一2 前項の規定は、法第七十九条第一項又は法第百七条第一項の規定によ

中「分割」とあるのは、「権利義務移転」と読み替えるものとする。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

2 (略)

(規約型企業年金の統合の承認の申請)

第九十条 (略)

、第八条第二項の規定は前項の申請について準用する。 用する場合を含む。)に規定する労働組合等の同意を得る場合について 第七十九条第四項、第八十条第五項及び第八十一条第五項において準 2 第二条及び第三条の規定は法第七十四条第二項(法第七十五条第四項

(他の確定給付企業年金への権利義務の移転の申出の申請

場合において、前項中「分割」とあるのは、「権利義務移転」と読み替百七条第四項の規定により移換する積立金の額について準用する。この

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

えるものとする。

第八十九条の五 令第五十条の四第一項の規定により事業主等が加入者の第八十九条の五 令第五十条の四第一項の規定により事業主等が加入者のの要な事項を説明しなければならない。

2 (略)

(規約型企業年金の統合の承認の申請)

第九十条 (略)

2 第二条及び第三条の規定は法第七十四条第二項(法第七十五条第四項)の規定は前項の申請について準用する場合を含五項、第百八条第五項及び第百十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する労働組合等の同意を得る場合について、第八条第二項の規定は法第七十四条第二項(法第七十五条第四項の規定は前項の申請について準用する。

(他の確定給付企業年金への権利義務の移転の申出の申請)

第九十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一~五 (略)

再計算を行わないときは、財政再計算を行わない理由を示した書類六 第五十条第四号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づく財政

3 • 4 (略)

5 る書類、 を添付しなければならない。 財政再計算を行わないときは、 場合にあっては令第五十三条第二項又は第五項の同意を得たことを証す 得たことを証する書類、 法第七十九条第四項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を た書類、 前 項の申請書には、 第五十条第四号ハに掲げる場合であって、 承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合にあっては 承継確定給付企業年金の給付の設計の基礎を示し 承継確定給付企業年金がまだ実施されていない 財政再計算を行わない理由を示した書類 同号の規定に基づく

6 (略)

金の事業主が行う第一項及び第四項の申請について準用する。や第五十三条第二項及び第五項(同条第七項において準用する場合を含って、第二条及び第三条の規定は令第五十条第一項第二号及び第四項並びに

第七章の二 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

第九十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一~五 (略)

再計算を行わないときは、財政再計算を行わない理由を示した書類六 第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づく財政

3·4 (略)

5

を添付しなければならない。 前項の申請書には、承継確定給付企業年金の給付の設計の基礎を示した書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づく場合にあっては令第五十三条第二項又は第五項の同意を得たことを証する書類、承継確定給付企業年金がまだ実施されていないる書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づくる書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づくる書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づくる書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づくる書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づくる書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づくる書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づくる書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づくる書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づくる書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づくます。

6 (略)

(新設)

とあるのは「実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関第九十六条の二 令第五十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法 (新設)の資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)

(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)

」と読み替えるものとする。

第九十六条の三 ものとする。 年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。 条の二十三第一項において同じ。 金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。 記録した磁気ディスクを、 脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途 法第八十二条の三第一項の規定による脱退一 企業型記録関連運営管理機関等 又は国民年金基金連合会 以下同じ。)に提出する (確定拠出年 時金相当額 (確定拠出 第百四

氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が脱退一時金相

(新 設)

当額の移換を受けた年月日及びその額

<u>_</u>| 規定により通算加入者等期間 条において準用する場合を含む。 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二 (同法第三十三条第 の通算加入者等期間をいう 項 (同法第七十三 第 項 Ó

(中途脱退者等 への事業主等の説明義務)

(新設)

四条の二十三第二項において同じ。)に算入される期間

第九十六条の四 係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。 に脱退 当該資格喪失者の脱退一時金相当額その他脱退一時金相当額の移換に 時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは 令第五十四条の七の規定により、 事業主等が資格喪失者

(規約型企業年金の終了の承認の申請)

第九十七条 て、 等)に提出することによって行うものとする。 により地方厚生局長等に委任されている場合にあっては、 認の申請は、 厚生労働大臣(当該終了の承認に関する権限が第百二十一条の規定 法第八十四条第一項の規定による規約型企業年金の終了の承 終了の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付し 地方厚生局長

略

兀 に残余財産を移換する場合にあっては、令第五十四条の三第二項の同 法第八十二条の二 |第四項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関

意を得たことを証する書類

2

略

(規約型企業年金の終了の承認の申請)

第九十七条 認の申請は、 等)に提出することによって行うものとする。 により地方厚生局長等に委任されている場合にあっては、 て、厚生労働大臣(当該終了の承認に関する権限が第百二十一条の規定 法第八十四条第一項の規定による規約型企業年金の終了の承 終了の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付し 地方厚生局長

(略)

兀 とを証する書類 余財産を移換する場合にあっては、令第九十条第二項の同意を得たこ 法第百十七条第四項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に残

2 (略)

(基金の解散の認可の申請)

、解散の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労第九十八条 法第八十五条第一項の規定による基金の解散の認可の申請は

働大臣に提出することによって行うものとする。

一~四 (略)

意を得たことを証する書類に残余財産を移換する場合にあっては、令第五十四条の三第二項の同工 法第八十二条の二第四項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関

第八章の二 企業年金連合会

(設立の認可の申請)

第百四条の二 法第九十一条の七第一項の規定による連合会の設立の認可 (新設)

の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に

提出することによって行うものとする。

規約

二 法第九十一条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者の氏名

及び住所を記載した書類

三 創立総会の会議録

(規約の変更の認可の申請)

第百四条の三 法第九十一条の八第二項において準用する法第十六条第一

(基金の解散の認可の申請)

、解散の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労第九十八条 法第八十五条第一項の規定による基金の解散の認可の申請は

一~四 (略)

働大臣に提出することによって行うものとする。

余財産を移換する場合にあっては、令第九十条第二項の同意を得たこ五 法第百十七条第四項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に残

とを証する書類

第八章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置

(新設)

項の規定による規約の変更の認可の申請は、変更の内容及び理由を記載 「行うものとする。」 で行うものとする。

(規約の軽微な変更の届出)

| 項の規定による規約の変更の届出は、変更の内容及び理由を記載した届 | 第百四条の四 | 法第九十一条の八第二項において準用する法第十七条第一 | (新設)

書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

(理事の禁止行為)

第百四条の五 法第九十一条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定め (新設)

る行為は、次のとおりとする。

一条の二十四の規定において準用する法第六十六条第一項、第二項、自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、法第九十

第四項及び第五項に規定する契約を締結すること。

運用に関し特定の方法を指図すること。 自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の

締結すること。
三 特別の利益の供与を受けて、積立金の管理及び運用に関する契約を

(年金給付及び一時金の確保事業の認可の申請)

請は、拠出金の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に第百四条の六 法第九十一条の十八第四項ただし書の規定による認可の申 (新設)

ならない。 ならない。 か項の申請書には、拠出金の算出の基礎を示した書類を添えなければ

提出することによって行うものとする。

(予算の認可)

に、厚生労働大臣に提出しなければならない。一方算の認可を受けようとするときは、当該予算に、予算作成の基礎となった事業計画の概要を示した書類を添えて、事業年度開始の一月前までった事業計画の概要を示した書類を添えて、事業年度開始の一月前までのた事業計画の概要を示した書類を添えて、事業年度開始の一月前まで、厚生労働大臣に提出しなければならない。

前事業年度及び当該事業年度における推計を表示しなければならない。 3 前項の予定損益計算書には、前々事業年度における実績を基礎とし、

臣に提出しなければならない。「連合会は、令第六十五条の十二第一項の規定により予算の変更の認可

6 連合会は、第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規

(新設)

新設)	事項を記載しなければならない。 (業務報告書) (業務報告書)
新設)	、五年とする。 (閲覧期間)
	日を書類におります。
	三 未収徴収金の明細を示した書類二 支払備金の額の計算の明細を示した書類 一 責任準備金の額の計算の明細を示した書類
	「『日生前をつ頂の月田とは、と書質をがえなみ正を里に戻る書類には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
(新設)	` 条 發
	(計長を) 設立の認可の申請と同時に行わなければならない。
	(0)

- る旨、主管省庁が厚生労働省である旨その他の連合会の概要一業務内容、事務所の所在地、沿革、設立の根拠となる法律が法であ
- 二 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴
- 年度におけるその増減 当該事業年度末及び前事業年度末における職員の定数及び当該事業
- を含む。) を含む。) ときはその借入先、借入れに係る目的及び金額施状況(借入金があるときはその借入先、借入れに係る目的及び金額 当該事業年度及び過去三事業年度以上の事業年度における業務の実
- 五. 率及び連合会との関係 会社」という。 ることができる会社(以下この条及び第百四条の十二において「関連 取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与え 分の五十以下を実質的に所有し、 する場合には、 十二において「子会社」という。 ている場合における当該他の会社を含む。 当該会社又は当該会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有し 役員の人数、 連合会が議決権の過半数を実質的に所有している会社 当該子会社を含む。)が議決権の百分の二十以上、百 代表者の氏名 の名称、 事務所の所在地、 従業員数 かつ、 及び連合会 連合会が人事、 以下この条及び第百四条の 連合会又は子会社の持株比 資本金の金額、 (連合会が子会社を有 資金、 (連合会及び 事業内容 技術、
- を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対し除く。)であって、連合会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体(会社を連合会の業務の一部の委託を受け、又は連合会の業務に関連する事

六

との関係 はその額 所在地 七号ハにおいて「関連一般社団法人等」という。)の名称、 て重要な影響を与えることができるもの (当該関係を示す系統図を含む。 連合会と子会社、 基本財産 事業内容、 (基本財産に相当するものを含む。 関連会社及び関連一 役員の人数、 代表者の氏名、 般社団法人等との関係の概要 (次号及び第百四条の十二第 職員数及び連合会)を有するとき 事務所の

七

八 連合会が対処すべき課題

第百四条の十一 月十五日までに、 ける各四半期ごとの業務についての報告書を一通を作成し、 連合会は、 厚生労働大臣に提出しなければならない。 毎年三月、 六月、九月及び十二月の末日にお それぞれ翌

(新設)

2 月三十日までに、 業務についての報告書を一通作成し、 前項の規定にかかわらず、連合会は、 厚生労働大臣に提出しなければならない。 基本方針を添えて、 毎事業年度、 積立金の管理運用 翌事業年度九

(附属明細書)

第百四条の十二 令第六十五条の十三第二項の附属明細書には、 次に掲げ

る事項を記載しなければならない。

- 連合会に対する国の出資に関する事項
- 次に掲げる主な資産及び負債の明細
- 1 積立金の額 (責任準備金の額との比較を含む。
- 口 支払保証経理に係る資産

(新設)

支払備金に係る資産

号に掲げるものを除く。 イからハまでに掲げるもののほか、 主な資産及び負債の明細 次

三

兀

固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

子会社及び関連会社(以下この条において「関連会社等」という。

び の株式であって連合会が保有するものの明細 一株の金額並びに所有株数、 取得価額、 貸借対照表計上額並びに事 (関連会社等の名称及

業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。

五. 前号に掲げるもののほか、 連合会が行う出資に係る出資金の明細

七 次に掲げる主な費用及び収益の明細 六

関連会社等に対する債権及び債務の明細

1 を含む。 等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係 助金等の名称、 国からの補助金等の明細 当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金 (当該事業年度に国から交付を受けた補

口 役員及び職員の給与費の明細

額を含む。 出えんその他の出えんを行っているときは、 れる費用及び収益の明細 イ及び口に掲げるもののほか、 (関連 般社団法人等に対し基本財産への 業務の特性を踏まえ重要と認めら 当該法人ごとの出えん

(規程の届出)

第百四条の十三 る者又は受給権者の権利義務に関する規程を定めたときには、 連合会は、 連合会が給付の支給に関する義務を負ってい 遅滞なく

、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は

廃止したときも、同様とする。

(給付金の額の算定に関する基準)

第百四条の十四 令第六十五条の十四の規定による給付金の額の算定に当第百四条の十四 令第六十五条の十四の規定による給付金の額の算定に当第百四条の十四 令第六十五条の十四の規定による給付金の額の算定に当

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

一~四 (略)

(中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務)

ときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額(当該資格喪失者が負担し喪失者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明する第百四条の十六 令第六十五条の十九第一項の規定により事業主等が資格

(給付金の額の算定に関する基準)

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

一~四 (略)

(中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務)

は、当該資格喪失者の脱退一時金相当額(当該資格喪失者が負担した掛者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するとき第百四条の四(令第六十五条の七第一項の規定により事業主等が資格喪失

ない。時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならた掛金がある場合にあっては、本人拠出相当額を含む。)その他脱退一

(老齢給付金又は遺族給付金の支給等の通知等)

することによって行うものとする。
号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者又はその遺族に送付第百四条の十七 法第九十一条の十九第五項の規定による通知は、次の各

一·二 (略)

をいう。以下同じ。)の移換を受けた年月日及びその額一連合会が残余財産(法第九十一条の二十第一項に規定する残余財

二 (略)

の二十一第五項及び第九十一条の二十二第八項において準用する場合を3 法第九十一条の十九第六項(法第九十一条の二十第六項、第九十一条

相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない金がある場合にあっては、本人拠出相当額を含む。)その他脱退一時金

(老齢給付金又は遺族給付金の支給等の通知等)

ことによって行うものとする。 掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者又はその遺族に送付する第百四条の五 法第九十一条の二第五項の規定による通知は、次の各号に

一・二 (略)

いう。以下同じ。)の移換を受けた年月日及びその額一善連合会が残余財産(法第九十一条の三第一項に規定する残余財産

二 (略)

第五項及び第九十一条の五第八項において準用する場合を含む。)の規3 法第九十一条の二第六項(法第九十一条の三第六項、第九十一条の四

含む。)の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行う

ものとする

(残余財産の移換の申出)

まのとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 は、当該終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等を した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出する した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出する

一~三 (略)

2 十一第 これらの規定」と読み替えるものとする。 いて、 第一項の規定による申出があったときについて準用する。この場合にお 前項の規定は、 前項中 項又は第九十一条の二十二第一項」と、 「第九十一 法第九十一条の二十 条の二十第一項」とあるのは 一第 項又は第九十一条の二十二 「同項」とあるのは 第九十一 条の二

(障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求)

第百四条の十九 (略)

2 (略)

の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、連合会に提出すること、第一項各号に掲げる事項を記載した請求書に、次の各号に掲げる場合3 法第九十一条の二十二第三項又は第五項の遺族給付金の裁定の請求は

定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(残余財産の移換の申出)

まする。 書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出するもの、以下この項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した。以下この項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した。以下の項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した。以下の項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した。 書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出するもの。 とする。

一〜三 (略)

2 項中 み替えるものとする 第九十一条の五第一項」と、 規定による申出があったときについて準用する。この場合において、 前項の規定は、 「第九十一条の三第一項」 法第九十一条の四第 「同項」とあるのは とあるのは 項又は第九十 「第九十 「これらの規定」と読 条の四第 一条の五第 項又は 一項 前 0

(障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求)

第百四条の七 (略)

2 (略)

分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、連合会に提出することによ一項各号に掲げる事項を記載した請求書に、次の各号に掲げる場合の区3 法第九十一条の五第三項又は第五項の遺族給付金の裁定の請求は、第

によって行うものとする。

有していたことを証する書類
た日において当該終了した確定給付企業年金の遺族給付金の受給権を 遺族給付金」という。)を請求する場合 確定給付企業年金が終了し 法第九十一条の二十二第三項の遺族給付金(次号において「連合会

二 法第九十一条の二十二第五項の遺族給付金を請求する場合 次に掲

げる書類

した書類

一した受給権者」という。)の氏名、性別及び基礎年金番号を記載

イ 死亡した連合会遺族給付金の受給権者(以下この号において「死

該事実を証する書類 ま情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他の当事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他の当事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他の当 事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他の当 事情にあった者であるときは、その事実を証する書類

たことを証する書類 受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持してい 八条第三号に該当する者である場合にあっては、請求者が死亡した 八条第三号に該当する者である場合にあっては、請求者が法第九十一条の二十二第六項において準用する法第四十

(中途脱退者等に関する原簿)

の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 第百四条の二十 令第六十五条の十六において準用する令第二十条第一項

って行うものとする。

ていたことを証する書類において当該終了した確定給付企業年金の遺族給付金の受給権を有し給付金」という。)を請求する場合。確定給付企業年金が終了した日、法第九十一条の五第三項の遺族給付金(次号において「連合会遺族

一 法第九十一条の五第五項の遺族給付金を請求する場合 次に掲げる

書類

1

死亡した連合会遺族給付金の受給権者

(以下この号において「死

亡した受給権者」という。)の氏名、性別及び基礎年金番号を記載

該事実を証する書類 でした書類 でした書類 での他の当事情にあった者であるときは、その事実を証する書類 その他の当事情にあった者であるときは、その事実を証する書類 その他の当事情にあった者であるときは、その事実を証する書類 その他の当 した書類 でした受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることがでした書類

(新設)

- 一氏名、性別、生年月日及び住所
- あっては、当該企業年金基金の名称及び基金番号) 関等に係る事業主の名称及び規約番号(基金型企業年金である場合に 脱退一時金相当額又は残余財産を連合会に移換した資産管理運用機
- 企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日 三 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は終了した確定給付
- 四 基礎年金番号
- の額 の移換を受けている場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びその移換を受けている場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びそ 法第九十一条の十九第二項の規定により連合会が脱退一時金相当額
- 受けている場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びその額

 ・ 法第九十一条の二十第二項の規定により連合会が残余財産の移換を
 ・ 中途脱退者が負担した掛金がある場合にあっては、本人拠出相当額
- た年月日及びその額により残余財産の移換を受けている場合にあっては、当該移換を受け、 法第九十一条の二十一第二項又は第九十一条の二十二第二項の規定

(準用規定)

(準用規定)

の四第三項の遺族給付金について、第五十三条、第六十七条、第七十一付金について、第三十二条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条規定は法第九十一条の二第三項、第三十三条第一項、第三十三条第三項の 第三十二条の規定は連合会が支給する老齢給 第百四条の八 第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給

二条、 のとする。 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも いて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の いて、 金の積立て及びその運用について、 び第八十三条から第八十五条までの規定は法の規定による連合会の積立 の遺族給付金について、第五十三条、第七十一条から第八十一条まで及 の十九第三項、)及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算につ 第百十四条並びに第百十五条の規定は連合会の財務及び会計につ 第百十条第三項 第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項 第四項及び第六項、 第九十八条 第百十一条第一 (第四号及び第五号を除 項、 第百十

第十九条

地方厚生局長等

厚生労働大臣

第二十二条第一項

第九十一条の十三

第二十条第一項

厚生労働大臣若しく

厚生労働大臣

地方厚生局長等

は、 の場合において、

規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について準用する。こ 条から第八十一条まで及び第八十三条から第八十五条までの規定は法の それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

二十六第二項	項又は第九十六条の十一	第八十一条の二第二	(略)		第二十九条第三号	令第十二条第四項	代議員会	地方厚生局長等に
条の二十一第二項又は第九十一	十一条の二十第二項、第九十一	第九十一条の十九第二項、第九	(略)	する令第二十九条第三号	第六十五条の十六において準用	法第九十一条の十一第二項	評議員会	厚生労働大臣に
			第三十二条の二 (略)		第三十条			
第二項若しくは第百	項、第百十五条の三	第八十一条の二第二	(略)		第二十九条第三号			
四第二項又は第九十一条の五第	一条の三第二項、第九十一条の	第九十一条の二第二項、第九十	(略)	令第二十九条第三号	第六十五の四において準用する			

第三十二条の二

第三十条

第二十条第二項

で	者に事業主等が者	じ 及 称 当 。 び す 額	脱退一時金相当額等脱
	者に	2残余財産をいう。	

	下同じ。)が
	及び基金をいう。以
	型企業年金の事業主
者に	者に事業主等(規約
	じ。)
	及び次条において同
	称する。以下この条
	金給付等積立金を総
	第五項に規定する年
·	は同法第百六十五条
	以下同じ。)若しく
·	時金相当額をいう。
	厚生年金基金脱退一
	条第四号に規定する
	時金相当額(令第二
じ。)	厚生年金基金脱退一
定する残余財産をいう。以下同	若しくは積立金又は
(法第九十一条の三第一項に規	(脱退一時金相当額
脱退一時金相当額又は残余財産	脱退一時金相当額等
	項
	百六十五条の二第二
	は厚生年金保険法第
二項	十五条の四第二項又

る令第二十六条第一項			する令第二十六条第一項		
第六十五条の四におい	第二十六条第一項	第三十四条	第六十五条の十六において準用	第二十六条第一項	第三十四条
る法第四十八条第三号		項第二号	用する法第四十八条第三号		項第二号
第九十一条の七におい	第四十八条第三号	第三十三条第三	第九十一条の二十四において準	第四十八条第三号	第三十三条第三
る法第四十七条			用する法第四十七条		
第九十一条の七におい	第四十七条		第九十一条の二十四において準	第四十七条	
			付金		
条の四第三項の遺族給付金			十一条の二十一第三項の遺族給		
十一条の三第三項又は第九		項	九十一条の二十第三項又は第九		項
法第九十一条の二第三項、	遺族給付金	第三十三条第三	法第九十一条の十九第三項、第	遺族給付金	第三十三条第三
(略)	(略)	項	(略)	(略)	項
第九十一条の六第一項	第三十条第一項	第三十三条第一	第九十一条の二十三第一項	第三十条第一項	第三十三条第一
る。)			る部分に限る。)		
う。)の給付に充てる部分に限			入者等をいう。)の給付に充て		
規定する終了制度加入者等をい			二第一項に規定する終了制度加		
項及び第九十一条の五第一			一第一項及び第九十一条の二十		
三第一項、第九十一条の四第			二十第一項、第九十一条の二十		
制度加入者等(法第九十一条			制度加入者等(法第九十一条の		
中途脱退者をいう。)			中途脱退者をいう。)又は終了		
第五十条の二第一項に規定する			第五十条の二第一項に規定する		
財産の額(当該中途脱退者	の額		財産の額(当該中途脱退者(令	の額	
脱退一時金相当額若しくは残余	脱退一時金相当額等		脱退一時金相当額若しくは残余	脱退一時金相当額等	
(略)	(略)		(略)	(略)	

			笙				笙		笙			笙					筆	号	笙			
			第七十二条				第七十一条		第六十七条	(略)		第三十六条					第三十五条		第三十四条第二			
第百十一条の規定に	(略)		第四十一条	(略)	号	第四十条第一項第四	(略)	一号ハ及び	第三十八条第一項第	(略)	第三十条第一項	(略)	(略)		第三十条各号		第二十九条第三号		第四十八条第三号		前条	(略)
第百四条の二十一において準用	(略)	する令第四十一条	第六十五条の十六において準用	(略)	する令第四十条第一項第四号	第六十五条の十六において準用	(略)	する	第六十五条の十六において準用	(略)	第九十一条の二十三第一項	(略)	(略)	する第三十条各号	第百四条の二十一において準用	する令第二十九条第三号	第六十五条の十六において準用	用する法第四十八条第三号	第九十一条の二十四において準	する前条	第百四条の二十一において準用	(略)
			第				第		第			第					第	号	第			
			第七十二条				第七十一条		第六十七条	(略)		第三十六条					第三十五条		第三十四条第二			
第写十一条の規定こ 	(略)		第四十一条	(略)	号	第四十条第一項第四	(略)	一号ハ及び	第三十八条第一項第	(略)	第三十条第一項	(略)	(略)		第三十条各号		第二十九条第三号		第四十八条第三号		前条	(略)
一第写四条の句の規定こより売み	(略)	る令第四十一条	第六十五条の四にお	(略)	る令第四十条第一項第四号	第六十五条の四において準用す	(略)	る	第六十五条の四において準用す	(略)	第九十一条の六第一項	(略)	(略)	第三十条各号	第百四条の八において準用する	る令第二十九条第三号	第六十五条の四において準用す	る法第四十八条第三号	第九十一条の七において準用す	前条	第百四条の八において準用する	(略)

第六十五条の四において準用す	第四十二条第一項第	第七十四条第一	第六十五条の十六において準用	第四十二条第一項第	第七十四条第一
る令第四十二条第一項第二号	一号	項第一号	する令第四十二条第一項第二号	一号	項第一号
第六十五条の四において準用す	第四十二条第一項第	第七十四条第一	第六十五条の十六において準用	第四十二条第一項第	第七十四条第一
(略)	(略)		(略)	(略)	
る令第四十四条第二号			する令第四十四条第二号		
第六十五条の四において準用す	第四十四条第二号		第六十五条の十六において準用	第四十四条第二号	
る令第四十二条第二項		項	する令第四十二条第二項		項
第六十五条の四において準用す	第四十二条第二項	第七十四条第一	第六十五条の十六において準用	第四十二条第二項	第七十四条第一
(略)	(略)		(略)	(略)	
る令第四十一条			する令第四十一条		
第六十五条の四において準用す	第四十一条		第六十五条の十六において準用	第四十一条	
(略)	(略)	第七十三条	(略)	(略)	第七十三条
第七項					
、厚生年金保険法第百五十九条					
経理へ繰り入れることとした額					
経理から福祉施設経理又は業務					
年金経理又は確定給付企業年金					
経理若しくは厚生年金基金加算					
定により厚生年金基金基本年金			第七項		
用する同令第四十四条の二の規			とした額、法第九十一条の十八		
十四号)第七十四条において準	こととした額、		又は業務経理へ繰り入れること	こととした額、	
則(昭和四十一年厚生省令第三	務経理へ繰り入れる		より年金経理から福祉事業経理	務経理へ繰り入れる	
替えて適用する厚生年金基金規	より年金経理から業		する第百十一条第一項の規定に	より年金経理から業	

る令第四十四条第二号イ		項	する令第四十四条第二号イ		項
第六十五条の四において準用す	第四十四条第二号イ	第八十一条第一	第六十五条の十六において準用	第四十四条第二号イ	第八十一条第一
る令第四十四条第二号へ(2)	(2)		する令第四十四条第二号へ(2)	(2)	
第六十五条の四において準用す	第四十四条第二号へ	第八十条	第六十五条の十六において準用	第四十四条第二号へ	第八十条
る令第四十四条第二号ニ			する令第四十四条第二号ニ		
第六十五条の四において準用す	第四十四条第二号ニ	第七十九条	第六十五条の十六において準用	第四十四条第二号ニ	第七十九条
る令第四十四条第二号イ		号	する令第四十四条第二号イ		号
第六十五条の四において準用す	第四十四条第二号イ	第七十八条第一	第六十五条の十六において準用	第四十四条第二号イ	第七十八条第一
る令第四十四条第二号ハ			する令第四十四条第二号ハ		
第六十五条の四において準用す	第四十四条第二号ハ	第七十八条	第六十五条の十六において準用	第四十四条第二号ハ	第七十八条
る令第四十四条第二号ロ			する令第四十四条第二号ロ		
第六十五条の四において準用す	第四十四条第二号ロ	第七十七条	第六十五条の十六において準用	第四十四条第二号口	第七十七条
る令第四十四条第一号イ			する令第四十四条第一号イ		
第六十五条の四において準用す	第四十四条第一号イ		第六十五条の十六において準用	第四十四条第一号イ	
る令第四十四条第二号イ			する令第四十四条第二号イ		
第六十五条の四において準用す	第四十四条第二号イ	第七十六条	第六十五条の十六において準用	第四十四条第二号イ	第七十六条
る令第四十四条第一号イ			する令第四十四条第一号イ		
第六十五条の四において準用す	第四十四条第一号イ	第七十五条	第六十五条の十六において準用	第四十四条第一号イ	第七十五条
(略)	(略)		(略)	(略)	
第八十三条第二項			する第八十三条第二項		
第百四条の八におい一半用する	第八十三条第二項	項	第百四条の二十一において準用	第八十三条第二項	項
(略)	(略)	第七十四条第二	(略)	(略)	第七十四条第二
る令第四十二条第一項第三号	三号	項第二号	する令第四十二条第一項第三号	三号	項第二号

(略)	(略)	第八十三条第三	(略)	(略)	第八十三条第三
(略)	(略)		(略)	(略)	
る第六十六条第四項		項	用する第六十六条第四項		項
第九十一条の七におい	第六十六条第四項	第八十三条第二	第九十一条の二十四において準	第六十六条第四項	第八十三条第二
	を除く。)			を除く。)	
	二号に該当するもの			二号に該当するもの	
	第三十八条第一項第			第三十八条第一項第	
	の契約であって、令			の契約であって、令	
	号の規定による信託			号の規定による信託	
	六十五条第一項第一			六十五条第一項第一	
	十六条第一項(法第			十六条第一項(法第	
び第二項又は法第六 る法第六十六条第一項	び第二項又は法第六	項第三号	用する法第六十六条第一項	び第二項又は法第六	項第三号
第九十一条の七において準用す	第六十五条第一項及	第八十三条第一	第九十一条の二十四において準	第六十五条第一項及	第八十三条第一
る令第四十五条第三項			する令第四十五条第三項		
第六十五条の四において準用す	第四十五条第三項		第六十五条の十六において準用	第四十五条第三項	
る	び第二項又は	項第二号	用する	び第二項又は	項第二号
第九十一条の七において準用す	第六十五条第一項及	第八十三条第一	第九十一条の二十四において準	第六十五条第一項及	第八十三条第一
る令第四十五条第一項		項	する令第四十五条第一項		項
第六十五条の四において準用す	第四十五条第一項	第八十三条第一	第六十五条の十六において準用	第四十五条第一項	第八十三条第一
第八十三条第一項第二号	二号	項	する第八十三条第一項第二号	二号	項
第百四条の八において準用する	第八十三条第一項第	第八十一条第二	第百四条の二十一において準用	第八十三条第一項第	第八十一条第二
る令第四十四条第二号ニ		項第二号	する令第四十四条第二号ニ		項第二号
第四十四条第二号二 第六十五条の四において準用す	第四十四条第二号ニ	第八十一条第一	第四十四条第二号二 第六十五条の十六において準用	第四十四条第二号ニ	第八十一条第一

			第九十八条	(略)		項	第八十四条第二	(略)	項第一号	第八十四条第一	の部分	項各号列記以外	第八十四条第一		項	第八十三条第四		項
該時点を法第六十条 第三項の事業年度の 成定に基づき算定 した最低積立基準額	積立金の額並びに当	基金	第八十五条第一項	(略)	び第二項又は	第六十五条第一項及	(略)	(略)	び第二項又は	第六十五条第一項及			(略)		第四十五条第三項	(略)		次条第一項第一号
		連合会	第九十一条の二十九第二項	(略)	用する	第九十一条の二十四において準	(略)	(略)	用する	第九十一条の二十四において準			(略)	する令第四十五条第三項	第六十五条の十六において準用	(略)	する次条第一項第一号	第百四条の二十一において準用
								l	l .	· ·					/14			
				(略)		項	第八十四条第二	(略)	項第一号	第八十四条第一		項	第八十四条第一		項	第八十三条第四		項
				(略) (略)	び第二項又は	項 第六十五条第一項及 第九十	第八十四条第二 (略)	(略) (略)	項第一号び第二項又は	第八十四		項	八十四			第八十三条第四 (略)		

第	第			第五						第五					第百		第百			第百条	
第百十条第四項	第百十条第三項			第百三条						第百二条					一条第二項		一条第一項			条	
業務経理	及び業務経理	地方厚生局長等		第六十三条第一項	地方厚生局長等	相続人)	合にあっては、その	業年金が終了する場	死亡により規約型企	事業主等(事業主の	地方厚生局長等		第六十三条第一項		第六十一条		第六十一条	地方厚生局長等		第六十条	及びその算定の基礎
支払保証経理は法第九十一条の	、共済経理及び業務経理、 直祉事業経理	厚生労働大臣	する令第六十三条第一項	第六十五条の十六において準用	厚生労働大臣					連合会	厚生労働大臣	する令第六十三条第一項	第六十五条の十六において準用	する令第六十一条	第六十五条の十六において準用	する令第六十一条	第六十五条の十六において準用	厚生労働大臣	する令第六十条	第六十五条の十六において準用	

り取り崩すほか、厚生労働大臣	準日において別途積	項
別途積立金は、前項の規定によ	財政再計算の計算基	第百十二条第三
福祉事業経理又は業務経理	業務経理	
額を上回るときは		
の定めるところにより算出した		
できるものとして厚生労働大臣		
の健全な運営を維持することが		項
額であって、将来にわたり財政	ときは	第百十一条第一
	する	
	引を経理するものと	
	収益勘定を設けて取	
による	勘定、費用勘定及び	
、厚生労働大臣が定めるところ	、負債勘定、基本金	
おける勘定区分及び勘定科目は	おいては、資産勘定	第百十条第六項
理するものとし、業務経理		
退職年金事業に関する取引を経		
共済事業並びに連合会の職員の		
は会員及び連合会の職員に係る		
を経理するものとし、共済経理		
項に規定する業務に関する取引		
とし、福祉事業経理は同条第五		
業に関する取引を経理するもの		
十八第四項第一号に規定する事		

する令第七十一条ただし書		
第七十一条ただし書 第六十五条の十六において準用	第七十一条ただし書	第百十五条
する令第七十条		
第六十五条の十六において準用	第七十条	第百十四条
しなければならない		
した書類を厚生労働大臣に提出		
途積立金の取り崩しの処分を示		
できる。この場合において、別	できる	
	っては、	
立金がある場合にあ の定めるところにより	立金がある場合にあ	

の上欄に掲げる厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三十四号) 第百四条の九 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、次の表則の適用)

(削る)

に読み替えるものとする。

(表略)

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

る中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等(同項に規定す第百四条の二十二 法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移

出するものとする。 載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 計額を含む。)
 「「精立金の額(第百四条の十五又は第百四条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気デーを表現のでは、当該本人拠出相当額を記載した書類又は第百四条の十八第一項の規定によ
- ものとする。 事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行う 事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行う 法第九十一条の二十六第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる
- 一資産管理運用機関等が積立金の移換を受けた年月日及びその額
- に算入される期間 一 令第六十五条の二十一の規定により確定給付企業年金の加入者期間

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

を、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出する「に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクースの申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号第百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移

(新設)

ものとする。

- 一氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二積立金の額
- 三 算定基礎期間等の開始日及び終了日
- ものとする。 事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行う 事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行う 法第九十一条の二十七第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる
- を受けた年月日及びその額

 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が積立金の移換
- 規定により通算加入者等期間に算入される期間二年定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の

(連合会から移換する積立金の額)

- 連合会の規約で定める方法により計算した額
- は残余財産の額(当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。)二二連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又

の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法) (脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間等の一部を老齢年金給付

(新設)

期間

たす算定方法によらなければならない。

規約で定めること。

一規約で定めること。

一規約で定めること。

一規約で定めること。

一規約で定めること。

| な計算方法であると認められること。 | 三 | その他当該中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第百四条の二十六 令第六十五条の二十二の規定により、事業主等が加入

者の資格を取得した者に積立金の移換に関して必要な事項について説明

するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

一 令第六十五条の二十第一項の規定による積立金の移換の申出の期限

及び当該申出の手続

その算定方法 一令第六十五条の二十一の規定により加入者期間に算入する期間及び

三 前条第二号の規約を定めている場合にあっては、その旨及びその概

(新設)

要

四 その 他積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

(指定の申請

第百五条 項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものと 令第六十七条第一項の規定による指定の申請は、 次に掲げる事

する。

略

三 法第九十七条第二項に規定する年金数理人(以下「年金数理人」と

いう。 の氏名及び住所

兀

略

2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。

略

証する書類

年金数理人が第百十六条の二第一項に定める要件に適合することを

三 5 五 (略

(年金数理に関する業務に係る書類

第百十六条 法第九十七条の厚生労働省令で定める書類は、 次のとおりと

する。

一 <u>;</u> 五. (略

(削る)

(指定の申請)

第百五条 令第六十七条第一項の規定による指定の申請は、 次に掲げる事

項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものと

する。

(略)

三 厚生年金保険法第百七十六条の二第二項に規定する年金数理人 以

下 「年金数理人」という。)の氏名及び住所

兀 略

2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。

(略)

年金数理人が厚生年金基金規則第百七十六条第一項に定める要件に

三 5 五 (略

適合することを証する書類

(年金数理に関する業務に係る書類)

第百十六条 法第九十七条の厚生労働省令で定める書類は、 次のとおりと

する。

一 <u>~</u> 五. 略

第百一 一十三条第五項 第百二十四条第四項第 号 第百二 一十六条第

項 第百二十八条第二号及び第百三十条第 項に規定する厚生年金

(年金数理人の要件等)

第百十六条の二 法第九十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める要

用を有するものであることとする。

次の各号のいずれかに該当する者であり、

かつ、

十分な社会的信

(新設)

件は、

該業務の責任者として当該業務に二年以上従事したものに限る。 定給付企業年金等の年金数理に関する業務に五年以上従事した者(当 年金数理人会が実施する試験の全科目に合格した者であり、 アリー会が実施する試験の全科目に合格した者又は公益社団法人日本 に必要な知識及び経験を有する者として、 確定給付企業年金の年金給付の設計、 掛金の額の算定等を行うため 公益社団法人日本アクチュ かつ、 確

<u>_</u>| 前号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有するものと厚生労

働大臣が認める者

2 るものとする。 な運営を図るため、 した名簿 厚生労働大臣は、 (以下この条において「年金数理人名簿」という。 確定給付企業年金等の年金数理に関する業務の円滑 年金数理人について、 次の各号に掲げる事項を記載 を作成す

年金数理人の氏名、 生年月日 住所及び所属する法人の名称

(略)

き計算した最低積立基準額並びにこれらの明細を示した書類

九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づ

保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当

(昭和四十一年政令第三百二十四号) 第三十

該時点を厚生年金基金令

2

四八頁

- 二 年金数理人名簿への登載をした年月日
- 三 その他厚生労働大臣が定める事項
- に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。年金数理人名簿への登載を受けようとする者は、申請書に、次の各号
- 一履歴書
- 二 第一項第一号又は第二号に定める要件に適合することを証する書類
- 4 年金数理人の要件に適合すると厚生労働大臣が認めた者については、
- 5 厚生労働大臣は、年金数理人名簿に登載された者について年金数理人名簿に登載するものとする。

働大臣に変更届を提出しなければならない。

- 労働大臣は、当該登載を取り消すものとする。告知を行って年金数理人名簿に登載されたことが判明したときは、厚生年金数理人名簿に登載された者が、年金数理人の要件について不実の
- たときは、当該登載の抹消を行うものとする。 消の申し出を行ったとき、又は第一項に規定する要件に該当しなくなっ 厚生労働大臣は、年金数理人名簿に登載された者が死亡したとき、抹

(事業及び決算に関する報告書)

第百十七条 (略)

託保証型確定給付企業年金については、第一号(閉鎖型受託保証型確定2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、受

(事業及び決算に関する報告書)

第百十七条 (略)

2

託保証型確定給付企業年金については、第一号 (給付の種類ごとの受給事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、受

付の支給状況に関する事項に限る。)に掲げる事項に限る。る。)及び第二号(閉鎖型受託保証型確定給付企業年金にあっては、給給付企業年金にあっては、給付の種類ごとの受給権者に関する事項に限

(削る) (略)

(削る)

3・4 (略)

(削る)

除く。)、第三号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。権者に関する事項を除く。)、第二号(給付の支給状況に関する事項を

一~三 (略)

四 受託業務の委託先及び当該委託の内容に関する事項

五 基金の事業内容及びその実施状況に関する事項 (基金型企業年金に

限る。)

3·4 (略)

(日本年金機構

への事務の委託)

第百二十二条の二 2 額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給 する年金たる給付の支給に係る事務 構 並びに令第九十四条第一 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、 (以 下 「機構」という。 法附則第三条第一 項各号に掲げる事務を除く。)に行わせるものとする。 項に規定する責任準備金に相当する (当該徴収及び当該支給に係る決定 は 日本年金機

する」 条の二 に掲げる」とあるのは 三項中 第 る事務について準用する。 に掲げる」とあるのは 項に規定する」と、 第 لح 前 項及び同条第二項において準用する前項」 項」 「の全部又は とあるのは 「確定給付企業年金法施行規則第百二十二条の二 「同条第一項に規定する」と読み替えるものとす 「同項各号に掲げる」とあるのは 部を自ら」とあるのは この場合において、 「確定給付企業年金法施行規則第百二十二 同条第一 を自ら」 ح 一項中 前項に規定す 「同項に規定 第一 ٢ 前項各号 項各号 同条第

(削る)

(削る)

第十一章 他の年金制度との間の移行等

る。

(厚生年金基金への権利義務の移転の申出の申請等)

務の移転の申出の承認等の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を第百二十三条 法第百七条第一項の規定による給付の支給に関する権利義

厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- 場合にあっては、基金の名称及び基金番号)号(権利義務の移転に係る確定給付企業年金が基金型企業年金である一権利義務の移転に係る確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番
- 二 権利義務の承継に係る厚生年金基金の名称
- 三 移転する権利義務の限度
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 第二項の同意を得たことを証する書類合にあっては、法第百七条第五項の規定により準用する法第七十四条一 権利義務の移転に係る確定給付企業年金が規約型企業年金である場
- の同意を得たことを証する書類 一 令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第一項第一号
- の同意を得たことを証する書類 一一 令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第一項第二号
- 合であって、当該確定給付企業年金の実施事業所の一部に使用される四権利義務の移転に係る確定給付企業年金が規約型企業年金である場

第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第四項の同意を得加入者等の給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るときは、令

を得たことを証する書類 一 令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第七項の同意

たことを証する書類

3 権利義務の移転に伴い、権利義務の移転の申出の承認等の申請と同時 っては、当該申請は、当該権利義務の移転の申出の承認等を申請する場合にあ が実施する確定給付企業年金の規約の変更の承認等を申請する場合にあ

5 前項の申請書には、認可の申請前一月以内現在における権利義務を承継しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金がまだ設立されていない場合に限る。)を添付しなければ厚生年金基金がまだ設立されていない場合に限る。)を添付しなければ厚生年金基金がまだ設立されていない場合に限る。)を添付しなければならない。

6 権利義務の承継に伴い、当該権利義務の承継に係る厚生年金基金の規

の承継の認可の申請と同時に行わなければならない。約の変更の認可を申請する場合にあっては、当該申請は、当該権利義務

7

のは 期間」 場合において、 業年金をいう。 承継確定給付企業年金(法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企 第九十四条において同じ。 十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金をいう。 より準用する令第五十条第八項」 九条の二中 七十三条第一項の規定により準用する令第四十九条第一号」と、 給付の額の算定の基礎となる期間とみなす場合について準用する。 の規定により確定給付企業年金の加入者期間を厚生年金基金の老齢年金 二の規定は令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第八項 令第四十九条第一号の厚生労働省令で定める者について、 ついて、 第八条第二項の規定は規約型企業年金の事業主が行う第一 とあるのは 「確定給付企業年金及び厚生年金基金」と読み替えるものとする。 第八十九条の規定は令第七十三条第 「第五十条第八項」とあるのは 移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金」とある 以下この条及び第九十四条において同じ。 第八十九条中 「厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる)」とあるのは 「令第四十九条第 と 「移転確定給付企業年金 「第七十三条第三項の規定に 「確定給付企業年金」 一項の規定により準用する 一号」とあるのは 以下この条及び)の加入者期 第八十九条の 項の申請に (法第七 第八十 「令第 この

(規約型企業年金から厚生年金基金への移行の申請)

務の移転の申出の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚第百二十四条 法第百八条第一項の規定による給付の支給に関する権利義

生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- 権利義務の移転に係る規約型企業年金の事業主の名称及び規約番号
- 2 前項の申請書には、 権利義務の承継に係る厚生年金基金の名称 法第百八条第五項の規定により準用する法第七十
- 3 四条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。
- 認可の申請は、 第一 項各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大

法第百八条第二項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の

- 臣に提出することによって行うものとする。
- 4 定める書類を添付しなければならない。 前項の申請書には、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に
- _ 申請前 基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類 三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第 金の財産目録、 権利義務の承継に係る厚生年金基金が設立されている場合 月以内現在における権利義務を承継しようとする厚生年金基 貸借対照表並びに厚生年金保険法第百六十一条第一項 認可 \mathcal{O}
- を得たことを証する書類 令第七十三条第八項の規定により準用する令第五十三条第二項の同意 権利義務の承継に係る厚生年金基金がまだ設立されていない場合
- 5 の承継の認可の申請と同時に行わなければならない。 約の変更の認可を申請する場合にあっては、 権利義務の承継に伴い、 当該権利義務の承継に係る厚生年金基金の規 当該申請は 当該権利義務
- 6 第八条第二項の規定は、 第一項の申請について準用する。

(削る)

(基金から厚生年金基金への移行の申請)

ことについての認可の申請は、基金の名称及び基金番号を記載した申請第百二十五条 法第百九条第一項の規定による基金が厚生年金基金となる

書に、厚生年金基金規則第一条第一項第一号から第三号までに掲げる書

類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

(厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務の移転の申出の申請

等)

第百二十五条の二 法第百十条の二第一項の規定による給付の支給に関す

した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。 る権利義務の移転の申出の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載

一 権利義務の移転に係る厚生年金基金の名称

| 一権利義務の承継に係る確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番|

場合にあっては、基金の名称及び基金番号)号(権利義務の承継に係る確定給付企業年金が基金型企業年金である

三移転する権利義務の限度

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない

0

| 意を得たことを証する書類 | 一 令第七十三条第四項において準用する令第五十条第一項第一号の同

意を得たことを証する書類(令第七十三条第二項において準用する令二 令第七十三条第四項において準用する令第五十条第一項第二号の同

第四十九条第二号の場合を除く。)

- 四 認可の申請前一月以内現在における権利義務を移転しようとする厚
 した書類
 し
- 3 権利義務の限度を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することに 約の変更の認可を申請する場合にあっては、当該申請は、当該権利義務 の移転の認可の申請と同時に行わなければならない。 「お第百十条の二第三項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の承認等の移転に伴い、当該権利義務の移転に係る厚生年金基金の規
- をおい。 「あっては、前項の申請書に令第七十三条第十項の規定において準用する令第五十三条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければるののでは、前項の申請書に令第七十三条第十項の規定において準用す

よって行うものとする。

にあっては、当該申請は、当該権利義務の承継の承認等の申請と同時に、その実施する確定給付企業年金の規約の変更の承認等を申請する場合権利義務の承継を申し出ようとする事業主等が権利義務の承継に伴い

行わなければならない。

7 のは 年金」 年金 下この条及び第九十四条において同じ。)」とあるのは「確定給付企業 の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」と、 第九十四条において同じ。)の加入者期間」とあるのは 十九条第 より準用する令第五十条第八項」と、 九条の二中 七十三条第二項の規定により準用する令第四十九条第 場合において、 を確定給付企業年金の加入者期間とみなす場合について準用する。 の規定により厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間 二の規定は令第七十三条第四項の規定により準用する令第五十条第八項 令第四十九条第一号の厚生労働省令で定める者について、 第八条第二項の規定は規約型企業年金の事業主が行う第四項の 「厚生年金基金及び確定給付企業年金」と読み替えるものとする。 (法第七十九条第一 بح 第八十九条の規定は令第七十三条第二項の規定により準用する 項に規定する移転確定給付企業年金をいう。 「第五十条第八項」とあるのは「第七十三条第四項の規定に 移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金」 第八十九条中「令第四十九条第一号」とあるのは「令第 項に規定する承継確定給付企業年金をいう。 「移転確定給付企業年金 「承継確定給付企業 步 以下この条及び 「厚生年金基金 第八十九条の と (法第七 第八十 とある 申 詩に

引継ぎ) (厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務の移転に伴う事務の

| 給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義| |第百二十五条の三 | 厚生年金基金が、法第百十条の二第一項の規定による|

号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記載した磁気ディス務が移転される者(次項において「移転者」という。)につき、次の各

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

クを連合会に提出しなければならない。

- 二 厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日
- 三 平成十五年四月一日前の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間(厚生年金基金の加入員であった期間(以下この条並びに第百二十九条第一項第三号及び第四号において「附則第三十二条加入員期間」という。)を除く。)の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間(以下この条並びに第百二十九条で期入員たる被保険者であった期間(以下この条がに第百二十九条で期入員たる被保険者であった期間(以下この条がに第百二十九条で期入員にる被保険者であった期間(所則第三十二条が保険者であった期間(所則第三十二条が保険者であった期間(所則第三十二条が保険者であった期間(所則第三十二条が保険者であった期間(所則第三十二条が保険者があった期間(所則第三十二条が保険者があった期間(所則第三十二条が保険者があった期間(所則第三十二条が保険者があった期間(所則第三十二条が保険者があった期間(所則第三十二条が保険者があった期間(所則第三十二条が保険者があった期間(所則第三十二条が保険者があった期間(所則第三十二条が保険者があった期間(所則第三十二条が保険者があった期間(所則第三十二条が保険者があった期間を除る。)

Ŧī.

法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保

| ファイン | アリス | ア

(厚生年金基金から規約型企業年金への移行の申請)

義務の移転の申出の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を第百二十六条法第百十一条第一項の規定による給付の支給に関する権利

厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- 一権利義務の移転に係る厚生年金基金の名称
- 番号を除く。) (当該規約型企業年金がまだ実施されていない場合にあっては、規約1 権利義務の承継に係る規約型企業年金の事業主の名称及び規約番号
- 明細を示した書類を添付しなければならない。

 明細を示した書類を添付しなければならない。

 明細を示した書類を添付しなければならない。

 明細を示した書類を添付しなければならない。
- 4 前項の申請書には、法第百十一条第五項の規定により準用する法第七十一項の規定により準用する令第五十三条第五項の同意を得たことを証する書類(権利義務の承継に係る規
 する書類)を添付しなければならない。

5 規約の変更の承認を申請する場合にあっては、 権利義務の承継に伴い、 当該権利義務の承継に係る規約型企業年金の 当該申請は、 当該権利義

6 第八条第二項の規定は、 第三項の申請について準用する。

務の承継の承認の申請と同時に行わなければならない。

第百二十七条 (厚生年金基金から規約型企業年金への移行に伴う事務の引継ぎ等) 厚生年金基金が、 法第百十一条第三項の規定により解散の

者であつた期間」とあるのは 該加入員たる被保険者であつた期間 法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該基金の加入員であった期 あるのは「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間 三号中 した磁気ディスクを連合会」とあるのは「を機構」と、 散の認可があつたものとみなされた日」と、 可があつたものとみなされたとき」と、 あるのは 規定の適用については、 認可があったものとみなされたときは、) | |と 住所及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」 (以下この条において「附則第三十二条加入員期間」) 」 と、 「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間」と 「確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認 同条第四号中 「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当 同条各号列記以外の部分中 「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険 「平成十五年四月一日以後の加入員たる被 (附則第三十二条加入員期間を除く 厚生年金基金規則第六十六条の 「解散した日」とあるのは「解 「又はこれらの事項を記録 「解散したとき」と という。 同条第一号中「 と) を除 同条第

保険者であつた期間

(附則第三十二条加入員期間を除く。

当

五号中「法第百六十一条第一項」とあるのは「確定給付企業年金法第百険者であつた期間(附則第三十二条加入員期間を除く。)」と、同条第該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保

十三条第

一項」と、

「連合会」とあるのは

「政府」とする。

2 法第百十一条第二項の規定により厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した規約型企業年金った者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した規約型企業年金の大量に係るか

(厚生年金基金から基金への移行の申請)

(行うものとする。 一で、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって で、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって

一第十一条各号に掲げる書類

(厚生年金基金から基金への移行に伴う事務の引継ぎ等)

いて「消滅基金加入員」という。) につき、次の各号に掲げる事項を記 厚生年金基金が老齢年金給付の支給の義務を負っている者(第二号におなく、厚生年金基金が同条第四項の規定により消滅した日において当該第百二十九条 法第百十二条第一項の認可を受けて成立した基金は、遅滞

氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

載した書類を機構に提出しなければならない。

- 二 消滅基金加入員の資格の取得及び喪失の年月日
- 則第三十二条加入員期間を除く。)の標準報酬月額

 た期間(附則第三十二条加入員期間を除く。)の報酬標準給与の月額

 「中成十五年四月一日前の厚生年金基金の加入員たる被保険者であっ

報酬月額及び標準賞与額 マ成十五年四月一日以後の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間(附則第三十二条加入員期間を除く。)の報酬標準給与の月 で規間(附則第三十二条加入員期間を除く。)の報酬標準給与の月 平成十五年四月一日以後の厚生年金基金の加入員たる被保険者であ

五 法第百十三条第一項の規定により政府が徴収する額

(消滅した厚生年金基金の財産目録等の提出)

第百三十条 令第七十九条の厚生労働省令で定める書類は、厚生年金基金第百三十条 令第七十九条の厚生労働省令で定める書類は、原生年金基金

示した書類とする。

(物納の許可の申請等)

(削る)

載した書類という。) に充てようとする有価証券の種類別及び銘柄別の数量を記という。) に充てようとする有価証券の種類別及び銘柄別の数量を記一 法第百十四条第一項に規定する物納(次項第三号において「物納」

三 その他参考となるべき書類

(削る)

2 令第八十二条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとす

る。

基金等をいう。)が令第八十六条に規定する有価証券の移換をしよう一解散厚生年金基金等(法第百十三条第一項に規定する解散厚生年金

すべての厚生年金基金の名称及び所在地 共同物納をしようとする場合にあっては、共同物納をしようとする

とする日

一 物納に充てようとする有価証券の管理を行っている厚生年金保険法三 物納に充てようとする有価証券の管理を行っている厚生年金保険法

その他参考となるべき事項

兀

(令第八十四条に規定する厚生労働省令で定める有価証券)

第百三十二条 令第八十四条の厚生労働省令で定める金融商品取引法第二三十三条第一項第六号及び第八号において、かつ、本邦通貨をもって支払われる証券をいう。)をいう。第百において、かつ、本邦通貨をもって支払われる証券をいう。)をいう。第百において、かつ、本邦通貨をもって支払われる証券をいう。)をいう。第百三十二条 令第八十四条の厚生労働省令で定める金融商品取引法第二

(物納に充てることができる有価証券の運用に係る有価証券指標)

| 第百三十二条の二 法第百十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める |

条第一号又は第二号に掲げる有価証券に係るベンチマークとする。有価証券指標は、年金積立金管理運用独立行政法人が定める令第八十五

(物納に充てることができる有価証券の要件)

三項の厚生労働省令で定める要件は、令第八十七条第一項の厚生労働大第百三十三条(令第八十五条第一号に規定する単位に係る法第百十四条第

臣の指定する日(以下「評価基準日」という。)において、次に掲げる

要件のすべてを満たしていることとする。

一 年金積立金管理運用独立行政法人が定める令第八十五条第一号に掲げる有価証券に係るベンチマーク (以下この項において「管理運用法(以下この条において「管理運用法の)。) を構成する銘柄を組み合わせたもの

正 リスク予測モデル(有価証券の価値に係る収益率の変動又は金利感応度(金利の変動に対する有価証券の価値の変動率をいう。次号において同じ。)を予測する方法をいう。以下同じ。)により計測された特定銘柄によるファンドの収益率と、同一のリスク予測モデルにより計測された管理運用法人指定ベンチマークの収益率との一年後の差の計測された管理運用法人指定ベンチマークの収益率との一年後の差の特定銘柄によるファンドの収益率と、同一のリスク予測モデルにより特定を表している。

正債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券を 記費の時価総額で除して得た率と、管理運用法人指定ベンチマークを 構成する国債等の時価総額を管理運用法人指定ベンチマークを 構成する国債等の時価総額を管理運用法人指定ベンチマークを 構成する国債等の時価総額を管理運用法人指定ベンチマークを 者の規定により算定した有価証券の価額の総額をいう。以下この号 この号 この号 この号 この号 この号 この号 によるファンドを構成する有価 と。

イ 一年以上三年未満

口 三年以上七年未満

ハ 七年以上

格付を取得していること。) から年金積立金管理運用独立行政法人が取得すべきものとしている

七 振替が行えること。 理事長が指定する者(次号において「年金積立金管理運用独立行政法 令第八十六条の厚生労働大臣が指定する日 いて「社債等振替法」という。)第九十五条に規定する手続に基づく 人等」という。 人又は令第八十六条の規定により年金積立金管理運用独立行政法人の いて「移換日」という。)において、 株式等の振替に関する法律 金融商品取引法第二条第一項第一号に掲げる有価証券については、 に、 日本銀行による当該有価証券の振替に係る社債 (平成十三年法律第七十五号。 年金積立金管理運用独立行政法 (以下この条及び次条にお 次号にお

八 金融商品取引法第二条第一項第二号から第五号までに掲げる有価証券及び円建外債については、移換日において、年金積立金管理運用独替機関をいう。次項第二号において同じ。)による当該有価証券及び一度外債の振替に係る社債等振替法第二条第二項に規定する振振替が行えること。

てを満たしていることとする。
労働省令で定める要件は、評価基準日において、次に掲げる要件のすべ労働省令で定める要件は、評価基準日において、次に掲げる要件のすべ

二 移換日において振替機関が、令第八十六条に規定する移換を行え

ること。

四 リスク予測モデルにより計測された特定銘柄によるファンドの収三 一単元の株式の数に満たない数の株式が含まれていないこと。

収益率との一年後の差の標準偏差の値が○・二パーセント以下であ益率と、同一のリスク予測モデルにより計測された東証株価指数の

ること。

(物納に係る有価証券の価額の算定方法)

第百三十四条 令第八十五条第一号に規定する有価証券の価額の算定に当

る利子が支払われる日をいう。以下この項において同じ。)から経過日たっては、当該有価証券の移換日前の直近の利払日(当該有価証券に係

日から移換日までの間に利払日がある場合には、当該経過日から当該利同じ。)までの期間に係る利子に相当する額を加算する。ただし、経過

(評価基準日から起算して四営業日後の日をいう。

以下この項において

2 令第八十五条第二号に規定する有価証券の価額の算定に当たっては、

払日までの期間に係る利子に相当する額を控除する。

おける当該有価証券に係る令第八十七条第一項第一号に規定する最終の移換日が配当落ち又は権利落ち後の場合であって、かつ、評価基準日に

ち又は権利落ちの前のものであるときは、最終売買価格から配当又は権売買の価格(以下この項において「最終売買価格」という。)が配当落

利の価格を控除する。

(脱退一時金相当額の厚生年金基金への移換の申出等)

(削る)

退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記 移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱第百三十五条 法第百十五条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の

一氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

録した磁気ディスクを、

厚生年金基金に提出するものとする。

- 二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間
- 三 確定給付企業年金の加入者の資格の喪失の年月日

一 学生年金基金が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額一 厚生年金基金が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

第百三十六条 金は、 項を記録した磁気ディスクを、 て同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事 る厚生年金基金中途脱退者をいう。 時金相当額の移換の申出があったときは、 氏名、 当該厚生年金基金中途脱退者(令第八十八条の三第二項に規定す 性別、 法第百十五条の三第一 生年月日及び基礎年金番号 事業主等に提出するものとする。 項の規定による厚生年金基金脱退一 次項及び第百四十 当該申出を受けた厚生年金基 一条第二項におい

- 二 厚生年金基金脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間
- 三 厚生年金基金の加入員の資格の喪失の年月日
- を記載した通知書を当該厚生年金基金中途脱退者に送付することによっ2 法第百十五条の三第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項

て行うものとする。

間に算入される期間 一 令第八十八条の三第二項の規定により確定給付企業年金の加入者期

(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)

第百三十七条 条第一 に規定する連合会をいう。 法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。 録した磁気ディスクを、 退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記 移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、 項において同じ。 法第百十七条の二第一項の規定による脱退一)又は国民年金基金連合会 企業型記録関連運営管理機関等 以下同じ。)に提出するものとする。 (同法第二条第五項 (確定拠出年金 時金相当額の 当該中途脱 第百四十

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによって行うものと 2 法第百十七条の二第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項

する。

- 当額の移換を受けた年月日及びその額

 一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が脱退一時金相
- 四十条第二項において同じ。)に算入される期間条において準用する場合を含む。)の通算加入者等期間をいう。第百規定により通算加入者等期間(同法第三十三条第一項(同法第七十三

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第百三十八条 法第百十五条の四第一項の規定による積立金の移換の申出第百三十八条 法第百十五条の四第一項の規定による積立金の移換の申出

- 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- を含む。)

 を含む。)

 を含む。)

 を含む。)

 を含む。)

 を含む。)
- 三 第百四条の三第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となっ三 第百四条の三第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となっ

| 2 法第百十五条の四第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項

一 資産管理運用機関等が積立金の移換を受けた年月日及びその額

間に算入される期間

(積立金の厚生年金基金への移換の申出等)

第百三十九条 法第百十五条の五第一項の規定による積立金の移換の申出

があったときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる

事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、厚生

年金基金に提出するものとする。

一氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 積立金の額

三 算定基礎期間等

2 法第百十五条の五第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項

を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うもの

とする。

厚生年金基金が積立金の移換を受けた年月日及びその額

一 令第八十八条の三第一項の規定により当該中途脱退者に支給する老

齢年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

(削る)

項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型あったときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事第百四十条 法第百十七条の三第一項の規定による積立金の移換の申出が

記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする

一氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 積立金の額

三 算定基礎期間等の開始日及び終了日

2 法第百十七条の三第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項

を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うもの

とする。

二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又はを受けた年月日及びその額

規定により通算加入者等期間に算入される期間二年を拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の

(脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間等の一部を老齢年金給付

の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法)

| 第百四十一条 令第八十八条の三第一項の規定により、同項各号に掲げる|

退者又は中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として期間(以下この項において「算定基礎期間等」という。)を当該中途脱

用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければ

ならない。

期間等とすること。

対け、対対の関が関係を超れる場合にあっては、当該算定基礎は積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定に対して当該移換された脱退一時金相当額又

- で定めること。

 「一算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあっては、厚生年金工」
- 2 令第八十八条の三第二項の規定により、同項各号に掲げる期間(以下のでなく合理的な計算方法であると認められること。 三 その他当該中途脱退者又は中途脱退者等について不当に差別的なも
- □ 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された厚生年金基金脱この項において「算定基礎期間等」という。)を当該厚生年金基金中途に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。□ なり、同項各号に掲げる期間(以下の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。
- は、当該算定基礎期間等とすること。
 と。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあって退一時金相当額又は積立金の額の算定の基礎となる期間を算定するこ
 ・ 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された厚生年金基金脱
- に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。三 その他当該厚生年金基金中途脱退者又は中途脱退者等について不当

(削る)

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)

(中途脱退者等への事業主等又は厚生年金基金の説明義務)

(係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。 に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは 第百四十二条 令第九十三条第一項の規定により、事業主等が資格喪失者

- を含ない。 本名に厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に関して必要な を者に厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に関して必要な で第九十三条第二項の規定により、事業主等が加入者の資格を取得し
- は積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続第八十八条の二第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額又一 令第七十三条第六項において準用する令第五十条の二第一項又は令
- 三 第百四十一条第二項第二号の規約を定めている場合にあっては、そびその算定方法 二 令第八十八条の三第二項の規定により加入者期間に算入する期間及

の旨及びその概要

| に資する必要な事項 四 その他厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に係る判断

一 令第八十八条の三第一項の規定により老齢年金給付の額の算定の基一時金相当額又は積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続第八十八条の二第二項において準用する同条第一項の規定による脱退

その他脱退一時金相当額又は積立金の移換に係る判断に資する必要

四

な事項

(連合会から移換する積立金の額)

(削る)

附則

(複数の確定給付企業年金を実施できる場合の経過措置)

第四条 令第一条の厚生労働省令で定める場合においては、当該確定 一日までの間、第一条各号の場合のほか、法附則第二十五条第一項の規 地した事業主等が、当該権利義務を承継した日から起算して五年を経過 していない場合とする。ただし、当該権利義務の承継に係る確定給付企 していない場合とする。ただし、当該権利義務の承継に係る確定給付企 業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合は、平成二十九年三月三十

(連合会の年金経理から業務経理への繰り入れに係る経過措置)

給付企業年金が終了するまでの間とする。

一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたとき 第五条の二 連合会は、第百四条の二十一において準用する第百十一条第4mm

又は第百十七条の三第二項の規定により資産管理運用機関等、厚生年金第百四十三条連合会が法第百十五条の四第二項、第百十五条の五第二項

基金又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換

次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

連合会の規約で定める方法により計算した額

する積立金の額は、

| は残余財産の額(当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。) | | 連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又

附則

(複数の確定給付企業年金を実施できる場合の経過措置]

第四条 該確定給付企業年金が終了するまでの間とする。 給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、 を経過していない場合とする。 務を承継した事業主等が、当該権利義務を承継した日から起算して五年 行適格退職年金受益者等」という。)に係る給付の支給に関する権利義 項の規定に基づき同項に規定する移行適格退職年金受益者等 月三十一日までの間、 令第 一条第 項の厚生労働省令で定める場合は、 第一条各号の場合のほか、 ただし、 当該権利義務の承継に係る確 法附則第二十五条第一 平成二十九年三 (以 下 移 当

(厚生年金代行給付に相当する部分の額)

| 上の障害基礎年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合に応じ当|| 第五条の二 令附則第二条の二の厚生労働省令で定める額は、六十五歳以|

。この場合において、 五条の二」とする。 条の二十一において準用する第百十一条第一項」とあるのは、 は、 年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ繰り入れることができる 第百四条の二十一の表第七十二条の項中「第百四 「附則第

該各号に定める額とする。

- る法律 第五十六条第三項において準用する場合を含む。 する場合(厚生年金保険法第三十八条第二項 う。)附則第五十六条第一項の規定により老齢厚生年金の支給を停止 支給の停止の解除を申請した場合を除く。) 厚生年金保険法第三十八条第一項又は国民年金法等の一部を改正す (昭和六十年法律第三十四号。 以下 「昭和六十年改正法」とい (昭和六十年改正法附則 零円)の規定により当該
- _ 又は一部の支給を停止する場合 に規定する額から当該支給が停止されている額を控除した額 厚生年金保険法第四十六条第一項の規定により老齢厚生年金の全部 前二号に掲げる場合以外の場合 厚生年金保険法第百三十二条第二項 厚生年金保険法第百三十二条第二
- 三 項に規定する額

抄

(傍線部分は改正部分)

(第三条関係)

第五条 2 • 第三条 七 六 一 5 五 とによって行うものとする。 は、 (規約の軽微な変更等) (規約の承認の申請) となることについて一定の資格を定める場合にあっては、 いての書類 金をいう。 業所において実施されている確定給付企業年金 (平成十三年法律第五十号) 申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するこ 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者 (略) 法第五条第一 法第三条第一項の規定による企業型年金に係る規約の承認の申請 (略) (略) 以下同じ。 項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、)及び退職手当制度が適用される者の範囲につ 改 第二条第一項に規定する確定給付企業年 正 案 (確定給付企業年金法 当該実施事 次に掲げ 第五条 2 • 3 第三条 一 5 五 は、 六 七 とによって行うものとする。 (規約の軽微な変更等) (規約の承認の申請) 及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類 法第四条第一項第二号に規定する企業年金制度をいう。 金の規約又は当該実施事業所において実施されている企業年金制度 となることについて一定の資格を定める場合にあっては、 申請書に、 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者 略) 法第五条第一 法第三条第一項の規定による企業型年金に係る規約の承認の申請 (略) (略) 次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するこ 項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、 現 行 以下同じ。 厚生年金基 次に掲げ

る事項の変更とする。

一~五 (略)

主が負担する事務費、企業型年金加入者等が負担する事務費の額又は六 法第三条第三項第十一号に掲げる事項(企業型年金を実施する事業

割合の減少に係る変更に限る。)

七~九 (略)

十 条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項

七号の二に掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除十一 法令の改正に伴う変更に係る事項(法第三条第三項第七号及び第

2 法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、

一~四 (略)

次に掲げる事項の変更とする。

五 前項第十一号に掲げる事項

(規約の変更の承認の申請)

内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の

働大臣に提出することによって行うものとする。

一~四 (略)

となることについて一定の資格を定める場合であって、当該実施事業五 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者

る事項の変更とする。

一~五 (略)

する事務費の額又は割合の減少に係る変更に限る。) 六 法第三条第三項第十一号に掲げる事項(企業型年金加入者等が負担

七~九 (略)

条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項(

法第三条第三項第七号に掲げる事項に係るものを除く。

次に掲げる事項の変更とする。
2 法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、

一~四 (略)

(規約の変更の承認の申請)

働大臣に提出することによって行うものとする。 内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の

一~四 (略)

となることについて一定の資格を定める場合であって、当該実施事業五 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者

実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の される者の範囲を変更するときは、変更後の当該実施事業所において 所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用

範囲についての書類

(変更の内容を記載した書類を含む。

六 加入者となることについての書類 は 退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあって 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金又は 当該資産の移換に係る被用者年金被保険者等の全員が企業型年金

七 略

2 • 3 (略)

(資産管理契約の要件)

第八条 号の厚生労働省令で定める要件は、 法第八条第一項第一号に掲げる信託の契約について令第九条第一 次に掲げるものとする

(略

するものであること。 運営管理機関等の通知にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用 社等」という。 信託業務を営む金融機関又は企業年金基金(第六号において「信託会 信託会社 (法第八条第一項第一号に規定する信託会社をいう。)、)が法第二十五条第三項の規定による企業型記録関連

2 略 略

三~七

含む。 該実施事業所において実施されている企業年金制度又は退職手当制度 が適用される者の範囲についての書類 る者の範囲を変更するときは、変更後の厚生年金基金の規約その他当 所において実施されている企業年金制度又は退職手当制度が適用され (変更の内容を記載した書類を

者となることについての書類 当該資産の移換に係る被用者年金被保険者等の全員が企業型年金加入 手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあっては、 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき企業年金制度又は退職

六

七 (略)

2 • 3 (略)

(資産管理契約の要件)

第八条 号の厚生労働省令で定める要件は、 法第八条第一項第一号に掲げる信託の契約について令第九条第一 次に掲げるものとする。

(略)

_ 信託業務を営む金融機関、 信託財産を運用するものであること。 企業型記録関連運営管理機関等の通知にのみ基づいて当該契約に係る おいて「信託会社等」という。)が法第二十五条第三項の規定による 信託会社 (法第八条第一項第一号に規定する信託会社をいう。)、 厚生年金基金又は企業年金基金(第六号に

2 (略

三~七

略

八一頁

(加入者情報の通知)

に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次

一 (略)

二 実施事業所において確定給付企業年金を実施しているときは、その

制度の内容及び実施年月日

その資格を取得した年月日 - 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及び

(削る)

イ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

| | 確定給付企業年金の加入者(確定給付企業年金法第二条第四項に

規定する確定給付企業年金の加入者をいう。以下同じ。)

ハ~~ (略)

| 所得税法施行令第七十二条第三項第八号の外国の法令に基づく保

険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者(以下「外国

保険被保険者等」という。)

チ (略)

2 (略)

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十一条 事業主は、実施事業所において新たに確定給付企業年金を実施

(加入者情報の通知)

に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次

一 (略)

二 実施事業所において企業年金制度を実施しているときは、その制度

の内容及び実施年月日

三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及び

その資格を取得した年月日

イ 厚生年金基金の加入員

ロ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

ハ 確定給付企業年金の加入者(確定給付企業年金法(平成十三年法

律第五十号)第二条第四項に規定する確定給付企業年金の加入者を

いう。以下同じ。)

ニ~ト (略)

チ 所得税法施行令第七十二条第二項第七号の外国の法令に基づく保

険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者(以下「

保険被保険者等」という。)

くてゴン

IJ

(略)

2 (略)

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十一条 事業主は、実施事業所において新たに企業年金制度を実施する

給付企業年金を実施した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知す認可又は国税庁長官の承認を受けた日から五日以内に、その旨及び確定することとなったときは、当該確定給付企業年金に係る厚生労働大臣の

2 10 (略)

るものとする

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

事項とする。第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる

一~十一 (略)

十三・十四 (略)

2~5 (略)

を実施した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする国税庁長官の承認を受けた日から五日以内に、その旨及び企業年金制度こととなったときは、当該企業年金制度に係る厚生労働大臣の認可又は

2 10 (略)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

次に掲げる

一~十一 (略)

事項とする。

十二 法第五十四条の規定により企業年金制度若しくは退職手当制度か 一確定給付企業年金若しくは企業年金連合会 額等の移換が行われた年月日、 法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により厚生年金基金 らその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は た期間その他移換に関する事項 たことがあるときは、その制度の種別、 に規定する脱退一時金相当額等をいう。 う。以下同じ。)から脱退一時金相当額等(法第五十四条の二第一項 二十九年法律第百十五号)第百四十九条第一項の企業年金連合会をい 移換額 その資産又は脱退 以下同じ。 通算加入者等期間に算入され (厚生年金保険法)の移換が行われ 一時金相当 (昭

十三・十四(略)

2~5 (略)

(加入者等への通知事項)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりと

する。

一〜八 略

九 額等の移換が行われたときは、その制度の種別、 により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当 が行われたとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定 業年金若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換 前期日から今期日までの間に法第五十四条の規定により確定給付企 その資産又は脱退一

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

時金相当額等の移換が行われた年月日、

移換額、

通算加入者等期間に

算入された期間その他移換に関する事項

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書

一 〈 匹 (略

類は、

次に掲げる書面を含むものとする。

五. 第四項の規定により脱退 確定給付企業年金法第八 一時金相当額等が移換された者に通知した内 十二条の三 一第四項又は第九十一 条の二十七

2 { 4 略

容を記録した書面

(通算加入者等期間に算入する期間

(加入者等への通知事項)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりと

する。

略

九 り厚生年金基金、 度若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一 者等期間に算入された期間その他移換に関する事項 又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、 われたとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定によ 時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、 前期日から今期日までの間に法第五十四条の規定により企業年金制 確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退 移換額、 部の移換が行 その資産 通算加入

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 類は、 次に掲げる書面を含むものとする。 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書

一 〈 匹 略

Ŧ. 第四項又は確定給付企業年金法第百十七条の二第四項若しくは第百十 知した内容を記録した書面 七条の三第四項の規定により脱退 厚生年金保険法第百四十四条の六第四項若しくは第百六十五条の三 時金相当額等が移換された者に通

2 { 4 略

(通算加入者等期間に算入する期間)

第三十条 む。 既に法第三十三条第一 第二項、 項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四 対象となった期間とする。 に掲げる場合の区分に応じ、 0) 通算加入者等期間に算入されたものを除く 第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第 令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、 項 (法第七十三条の規定により準用する場合を含 ただし、 当該各号に定める期間のうち資産の移換の 当該期間のうち、 法第三十三条第二 一項の規定により 次の各号 条

(削る)

間(前号に掲げる期間を除く。)型年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期二 令第二十二条第一項第三号に掲げる資産の移換を受ける場合 企業

2 令第二十四条第二項の規定により準用する同条第一項の厚生労働省令

第三十条 む。 既に法第三十三条第一 第二項、 項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四 対象となった期間とする。 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の の通算加入者等期間に算入されたものを除く。 第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第1 令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、 項 (法第七十三条の規定により準用する場合を含 ただし、 当該期間のうち、 法第三十三条第二 一項の規定により 次の各号 移換の

場合 期間を加えた期間 老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間があるときは、 平成十三年政令第四 若しくは第五十二条の五の三第二項又は確定給付企業年金法施行令 十一年政令第三百二十四号)第二十四条、 令第二十二条第一 厚生年金基金の加入員であった期間 項第一号又は第二号に掲げる資産の 百二十四号) 第八十八条の 第四十一条の三の五第二項 (厚生年金基金令 第 項 の規定により 移換を受ける 昭 当該 和四

一令第二十二条第一項第三号又は第四号に掲げる資産の移換を受ける

間(前二号に掲げる期間を除く。)型年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期三 令第二十二条第一項第五号に掲げる資産の移換を受ける場合 企業

2 令第二十四条第二項の規定により準用する同条第一項の厚生労働省令

算加入者等期間に算入されたものを除く。 ・一三条第一項(法第七十三条の規定により準用する場合を含む。)の通 ・大三条第一項(法第七十三条の規定により準用する場合を含む。)の通 ・大三条第一項(法第七十三条の規定により連用する場合を含む。)の通 ・大三条第一項(法第七十三条の規定により地間とする。)の通 ・大三条第一項(法第七十三条の規定により地間とする。)の通 ・大三条第一項(法第七十三条の規定により地間とより地間とする。 ・大三条第一項(法第七十三条の規定により地間とより地) ・大三条第一項(法第七十三条の相同とより地) ・大三条第一項を含む。)の通 ・大三条第一項を含む。)の通 ・大三条第一項を含む。)の通 ・大三条第一項を含む。 ・大三条第一章 ・大三章 ・大三章

の算定の基礎となった期間(前項に掲げる期間を除く。) て同じ。)の移換を受ける場合 確定給付企業年金脱退一時金相当額条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条におい一 確定給付企業年金脱退一時金相当額(確定給付企業年金法第八十一

(削る)

の基礎となった期間又は同法第九十一条の二十第一項の終了した確定業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定)の移換を受ける場合。同法第九十一条の十九第二項の規定により企二、積立金(確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。

算加入者等期間に算入されたものを除く。 第加入者等期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めて定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めて定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め

額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間 において同じ。 八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。 第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。 (前項に掲げる期間を除く。 厚生年金基金脱退 又は確定給付企業年金脱退一時金相当額)の移換を受ける場合 一時金相当額 (厚生年金保険法第百四十四条の三 厚生年金基金脱退 以下この条において同じ (確定給付企業年金法第 以下この条 時 金相

二 年金給付等積立金(厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する 「一時金相当額の算定の基礎となった期間又は同法第百六十一条第一項 一時金相当額の算定の基礎となった期間又は同法第百六十一条第一項 の解散した厚生年金基金の加入員であった期間(前項又は前号に掲げる の解散した原生年金基金の加入員であった期間(前項又は前号に掲げる の解散した原生年金基金の加入員であった期間(前項又は前号に掲げる の解散した原生年金基金の加入員であった期間を の解散した原生年金基金の加入員であった別は の解散した原生年金基金の加入員であった別は の解散した原生年金基金の加入員であった別は の解散した原生年金基金の の解散となった別は の解散となったの。 の形成となったの。 のなったの。 のなっ

基礎となった期間又は同法第九十一条の三第一項の終了した確定給付年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の一、の移換を受ける場合。同法第九十一条の二第二項の規定により企業三、積立金(確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。

給付企業年金の加入者期間 (前項又は前号に掲げる期間を除く。

(他の制度からの資産移換の通知

第三十一条 掲げる資産の区分に応じ、 理機関に資産の移換を行う際に行う通知は、)及び実施事業所の事業主が法第五十四条第一項の規定により資産管 令第二十六条の企業年金基金 当該各号に定める日に行うものとする。 (解散した企業年金基金を含む 令第二十二条第二項各号に

(個人型年金加入者の申出

第三十九条

(略)

略

2 前項の申出書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。

イ〜ハ (略

法第六十二条第一

項第二号に掲げる者にあっては、

次に掲げる書類

金の加入者の資格を有していないことについての当該事業主の証明 企業年金を実施している場合にあっては、 金を実施していない場合にあってはその旨、 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年 申出者が確定給付企業年 当該事業主が確定給付

ホ~ト (略

(第二号加入者の届出)

企業年金の加入者期間 (前項又は前二号に掲げる期間を除く。

(他の制度からの資産移換の通知

第三十一条 応じ、当該各号に定める日に行うものとする。 を行う際に行う通知は、 の事業主が法第五十四条第一項の規定により資産管理機関に資産の移換 企業年金基金(解散した企業年金基金を含む。)及び実施事業所 令第二十六条の厚生年金基金 令第二十二条第二項各号に掲げる資産の区分に (解散した厚生年金基金を含む

(個人型年金加入者の申出

第三十九条 (略)

2 前項の申出書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。

略

_ 法第六十二条第一 項第二号に掲げる者にあっては、 次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

実施していない場合にあってはその旨、 を実施している場合にあっては、申出者が企業年金制度の加入員又 は受益者等の資格を有していないことについての当該事業主の証明 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が企業年金制度を 当該事業主が企業年金制度

ホ~ト (略)

(第二号加入者の届出)

でに、次に掲げる資格の取得の有無に関する事項を連合会に届け出るも第四十五条 第二号加入者は、毎年一回、個人型年金規約で定める期日ま

のとする。

一(略)

二 確定給付企業年金の加入者

三・四(略)

2 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

一~十一 (略)

相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入足は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたことがあるときわれたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金和北たことがあるときわれたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金和北流により確定給付企業年金若しくは退職手当制力に、法第五十四条の規定により確定給付企業年金若しくは退職手当制力に、法第五十四条の規定により確定給付企業年金若しくは退職手当制力に、法第五十四条の規定により確定給付企業年金若しくは退職手当制力に、法第五十四条の規定によりを表する。

十三・十四 (略)

された期間その他移換に関する事項

2~5 (略

(準用規定

でに、次に掲げる資格の取得の有無に関する事項を連合会に届け出るも第四十五条(第二号加入者は、毎年一回、個人型年金規約で定める期日ま

のとする。

一 (略)

二 企業年金制度の加入員又は受益者等

三・四 (略)

2 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲

一~十一 (略)げる事項とする。

十二 法第五十四条の規定により企業年金制度若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又はの移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又はの移換が行われたことがあるとき又は所退一時金相当額等の移換が行われたことがあるとき又は期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四

(略)

2~5 (略)

(準用規定)

第五十九条 (略)

2 金と、 する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。 とあるのは 前項又は前号」とあるのは「前号」と、第三十条の二中「第二十五条. 条の規定により準用する法第三十三条第二項各号」と、 二十四条第一項」 とあるのは 準用する。この場合において、 の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について と 第三十条第二項及び第三十条の二の規定は、法第七十四条の二第一項 「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは 第三十三条第一項」とあるのは 「第五十四条の二第二項」とあるのは 「第三十八条第二項の規定により準用する令第二十五条」と 「第三十八条第二項」と、 と、 「第三十三条第二項各号」とあるのは「第七十三 第三十条第二項中 「同条第一項」とあるのは「令第 「第七十三条の規定により準用 「第七十四条の二第二項 「第二十四条第二項」 「連合会が個人型年 同項第二号中

規則等の適用) (法の規定により連合会の業務が行われる場合等における国民年金基金

第六十二条 (略)

(削る)

2 •

略

第五十九条 (略)

2 とあるのは 十三条第一項」と読み替えるものとする。 三十三条第一項」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三 第五十四条の二第二項」とあるのは がその実施する企業型年金」とあるのは 前項又は前号」とあるのは「前号」と、同項第三号中 条の規定により準用する法第三十三条第二項各号」と、 二十四条第一項」と、 準用する。この場合において、第三十条第二項中「第二十四条第二項_ の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について 「第三十八条第二項の規定により準用する令第二十五条」と、 とあるのは 第三十条第二項及び第三十条の二の規定は、 「第三十八条第二項」と、 前 一号」と、 「第三十三条第二項各号」とあるのは 第三十条の二中 「第七十四条の二第二 「同条第一項」とあるのは「令第 「連合会が個人型年金」と、 「第二十五条」とあるのは 法第七十四条の二第一項 「前項又は前二号 同項第二号中 一項」と、 「第七十三 「事業主 「第

規則等の適用) (法の規定により連合会の業務が行われる場合等における国民年金基金

第六十二条(略)

2 · 3 (略)

4 経理 第三十四号) の業務が行われる場合には 法第五十三条第 確定拠出年金資産管理業務経理及び確定拠出年金運営管理業務」 第四十一 項又は法第百八条第 条第二項中 厚生年金基金規則 「及び業務経理」 項の規定により厚生年金基金 (昭和四十一 とあるの 年厚生省令 は 業務

2

前項の請求書には、

次に掲げる書類を添付しなければならない。

第七十条 (略)

(略)

請求者が第二号被保険者である場合にあっては、

イ・ 口 (略)

請求者が次に掲げる者のいずれかの資格を有していることについ

ての請求者を使用する厚生年金適用事業所の事業主の証明書

(削る)

(1) (5) (略)

三

(略)

第七十条 (略)

理及び確定拠出年金運営管理業務経理」とする。

とあるのは

「業務経理等」と、

同条中

「業務経理」

とあるのは

「業務経

確定拠出年金運営管理業務経理」

كر

第四十九条見出し

中

「業務経理」

引は確定拠出年金資産管理業務経理により、

る取引を除く。

は業務経理により、

資産管理契約に係る業務に係る取

運営管理業務に係る取引は

管理契約に係る業務及び同法第二条第七号に規定する運営管理業務に係

(平成十三年法律第八十八号) 第五十三条第一項に規定する資産

「その他の取引は業務経理」とあるのは「その他の取引

(確定拠出

年金法

2 前項の請求書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。

(略)

次に掲げる書類

請求者が第二号被保険者である場合にあっては、 次に掲げる書類

イ・ 口 (略)

ての請求者を使用する厚生年金適用事業所の事業主の証明書 請求者が次に掲げる者のいずれかの資格を有していることについ

(2) (6) (略)

(1)

厚生年金基金の加入員

三 (略)

九〇頁

◎ 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)

抄

(傍線部分は改正部分)

(第四条関係)

第一条 3 2 第二条の二 に、 効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正 五. つて行うものとする。 <u></u> 〈 匹 (選択) (選択基金等の届出 前項の選択は、二以上の事業所に使用されるに至つた日から十日以内 第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金 十五年法律第六十三号。 頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (略) が設立されているときは、当該基金の名称 次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによ 被保険者にあつては、 (略) (略) 平成二十五年改正法附則第五条第 各事業所につき公的年金制度の健全性及び信 以 下 改 「平成二十五年改正法」 正 案 一項の規定によりなおその (以下「基金」という。 という。 (平成二 附則 第一条 第二条の二 3 2 き、又は同条第四項の規定により選択したものとみなされるに至つたと 五. 一 〈 匹 つて行うものとする。 に、 (選択) (選択基金等の届出) という。)が設立されているときは、当該基金の名称 前項の選択は、二以上の事業所に使用されるに至つた日から十日以内 (略) 被保険者にあつては、 次の各号に掲げる事項を記載した届書を、 (略) (略) 法第百二十六条第一項に規定する者は、 現 各事業所につき厚生年金基金 行 機構に提出することによ 同項の選択をしたと 以下 基金

一項に規定する者が、同項の規定による申出をすることなく同条第二項に規定する者が、同項の規定によりなおその効力を有するものとさは同条第四項の規定により選択したものとみなされるに至つたときは、前の法第百二十六条第一項に規定する者は、同項の選択をしたとき、又前の法第百二十六条第一項に規定する者は、同項の選択をしたとき、又

、直ちに、その旨を機構に届け出なければならない。 するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第 するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第

に規定する申出期間を経過したときも、同様とする

(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請)

によつて行うものとする。申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出すること第五条の二 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者の資格取得の

·二 (略)

三 基金の加入員であるときは、その旨

四~七 (略)

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一~三 (略)

を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類四 厚生年金保険法施行令 (以下「令」という。) 第十条に定める期間

く同条第二項に規定する申出期間を経過したときも、同様とする。百二十七条第一項に規定する者が、同項の規定による申出をすることなきは、直ちに、当該基金の名称を機構に届け出なければならない。法第

ときは、直ちに、その旨を機構に届け出なければならない。 法第百二十七条第一項に規定する者は、同項の規定による申出をした

2

(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請)

によつて行うものとする。 申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出すること第五条の二 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者の資格取得の

一・二 (略)

三 厚生年金基金の加入員であるときは、その旨

四~七(略)

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一~四 (略)

する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類四 厚生年金法施行令 (以下「令」という。) 第十条に定める期間を有

五~七 (略)

3 • 4 (略)

(高齢任意加入被保険者の資格喪失の申出又は申請)

第五条の三 げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとす 法附則第四条の三第四項の規定による申出は、 次の各号に掲

る

(略

 \equiv 基金の加入員であるときは、その旨

兀 五. 略

2 (略)

(被保険者の種別等の変更の届出)

る事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。 の変更の届出は、 規定する被保険者の種別の変更及び基金の加入員であるかないかの区別 法第二十七条の規定による昭和六十年改正法附則第四十六条に 当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げ

(略)

変更後の被保険者の種別又は基金の加入員であるかないかの区別及び 変更前の被保険者の種別又は基金の加入員であるかないかの区別

三 略

変更の年月日

五~七 (略)

3 • 4 (略)

第五条の三 げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとす (高齢任意加入被保険者の資格喪失の申出又は申請 法附則第四条の三第四項の規定による申出は、

次の各号に掲

(略) る。

三 厚生年金基金の加入員であるときは、その旨

兀 五. (略)

2 (略)

(被保険者の種別等の変更の届出)

第二十条 号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うも かの区別の変更の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、 規定する被保険者の種別の変更及び厚生年金基金の加入員であるかない 法第二十七条の規定による昭和六十年改正法附則第四十六条に 次の各

(略)

とする。

の区別、 ないかの 変更前の被保険者の種別又は厚生年金基金の加入員であるかない 変更後の被保険者の種別又は厚生年金基金の加入員であるか 区別及び変更の年月日

三 略

略

(滞 納処分等実施規程の記載事項

第百七条 法第百条の 七第二項の厚生労働省令で定める事項は、 次に掲げ

る事項とする。

一~七 (略)

保険料その他法の規定による徴収金の納付の猶予及び差押財産の換

価 の猶予に関する事項

九 略

附 則

1 \ 16

17 法附則第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める規定、 日 本

年金機構法の施行の際現に効力を有する法の改正に伴う経過措置を定め

他の処分若しくは通知その他の行為又は厚生労働大臣に対してすべき申 る法令の規定のうち厚生労働大臣がすべき裁定、 承認、 指定、 認可その

請 める法令の規定によりなお効力を有することとされた規定のうち、 届出、 その他の行為に関するもの及び法の改正に伴う経過措置を定 社会

保険庁長官等」という。) 保険庁長官、 地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下 がすべき裁定、 承認、 指定、 認可その 他の処 「社会

分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請 届出 その他の行為に関するものとする。

18 略

> 2 • 略

(滞納処分等実施規程の記載事項

第百七条 法第百条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、 次に掲

る事項とする。

一~七 (略)

予及び差押財産の換価の猶予に関する事項 保険料その他法 (第九章を除く。)の規定による徴収金の納付

0

九 略

附

則

1 \ 16

17 法附則第二十九条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める規定、

日本年金機構法の施行の際現に効力を有する法の改正に伴う経過措置を

定める法令の規定のうち厚生労働大臣がすべき裁定、 承認、 指定、 認可

き申請、 その他の処分若しくは通知その他の行為又は厚生労働大臣に対してすべ 届出、 その他の行為に関するもの及び法の改正に伴う経過措置

の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき 社会保険庁長官等」という。)がすべき裁定、 社会保険庁長官、 を定める法令の規定によりなお効力を有することとされた規定のうち、 地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「 承認、 指定、 認可その

申 請 届出 その他の行為に関するものとする。

18 (略)

九四頁

抄

(傍線部分は改正部分)

(第五条関係)

定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一号において「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この二十五 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険	二付	十六 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の規定により確十一〜十五 (略)	十 削除 1 (略) に掲げるものとする。	該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものは、次の各号2 法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務その他当第一条 (略)	(機) 年
(新設)	十七~二十四(略)	十六 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の規定による給十一~十五 (略)	十 厚生年金保険法の規定により厚生年金基金又は企業年金連合会が行一〜九 (略)に掲げるものとする。	該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものは、次の各号2 法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務その他当第一条 (略)	基礎年

まいて「存続厚生年金基金」という。)が行う給付に関する事務という。)が行う給付に関する事務又は平成二十五年改正法が則第三条第十一号に規定する存続連合会(第九十七条において「存続連合会」という。)若しくは平成二十五年改正法が則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(第九十七条において「存成連合会」という。)が行う給付に関する事務とは平成二十五年改正法が則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(第九十七条におり規定による改正前の厚生年金保険法の規定により平成二十五年改工との規定による改正前の厚生年金保険法の規定により平成二十五年改善を事務という。)が行う給付に関する事務という。)が行う給付に関する事務という。

二十六~二十八 (略)

(法第百八条の四に規定する厚生労働省令で定める事項)

第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者は、次の台帳法第三十条の四十二第四項に規定する全国健康保険協会、法第三条第九十七条 法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本

一~十八 (略)

とおりとする。

十九 存続厚生年金基金

二十 企業年金連合会及び存続連合会

二十一~二十四 (略)

生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 三十条の四十二第四項に規定する当該厚生労働省令で定める者のうち厚2 法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本台帳法第

~十三 (略)

十四 存続厚生年金基金

二十五~二十七 (略)

(法第百八条の四に規定する厚生労働省令で定める事項)

第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者は、次の台帳法第三十条の四十二第四項に規定する全国健康保険協会、法第三条第九十七条 法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本

一~十八 (略)

とおりとする。

十九 厚生年金基金

二十 企業年金連合会

二十一~二十四 (略)

生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 三十条の四十二第四項に規定する当該厚生労働省令で定める者のうち厚2 法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本台帳法第

一~十三 (略)

十四 厚生年金基金

(略)

十五 企業年金連合会及び存続連合会 十六~十八 (略)

3

(略)

十五 企業年金連合会 十六~十八 (略)

◎ 国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)

抄

(傍線部分は改正部分)

(第六条関係)

三〜五	証する書類	年金数理人が確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省 二 年金料	(略) (略) (略)	前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 2 前項の中	(略) 四(略)	所	に規定する年金数理人(以下「年金数理人」という。)の氏名及び住 に規定す	確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第九十七条第二項 三 厚生年	•二 (略) 一 • 二 (略)	ばならない。	次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなけれ 次の各号に	第三十条 令第二十条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、 第三十条 4	(指定の申請) (指定の申請)	改 正 案
(略)	第七十六条第一項に定める要件に適合することを証する書類	年金数理人が厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三十四号		前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。			に規定する年金数理人(以下「年金数理人」という。)の氏名及び住	三 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百七十六条の二	(略)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなけれ	令第二十条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、	申請)	現行

0 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令 (平成九年厚生省令第三十一号)

抄

(第七条関係)

第八十八条 条の二、第六十一条、 第二十三条から第三十条まで、第四十一条、第四十一条の二、第四十四 三十四号。以下この項において「廃止前厚生年金基金規則」という。) 規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備省令第 及び経過措置に関する省令 険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等 二十六年整備省令第四十七条の規定は、平成八年改正法附則第五十五条 この項において「平成二十六年整備省令」という。) (指定基金の特例に係る準用) 条の規定による廃止前の厚生年金基金規則 附 則 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保 第六十二条及び第六十六条の二の規定並びに平成 改 (平成二十六年厚生労働省令第二十号。 正 案 (昭和四十一年厚生省令第 第十七条第 一項の 以 下 第八十八条 第一 て、 項に規定する掛金 第三十二条の三の五までの規定は、平成八年改正法附則第五十六条第一 において「障害等年金給付」という。) について、同令第三十一条から 二、第六十一条、 十三条から第三十条まで、第四十一条、第四十一条の二、第四十四 (指定基金の特例に係る準用) 平成八年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金たる給付 同令第六十七条の規定は、 項に規定する徴収金について準用する。 附 則 厚生年金基金規則 第六十二条、 (以下この項において単に 現 (昭和四十一年厚生省令第三十四号) 掛金及び平成八年改正法附則第五十七条 第六十六条及び第六十六条の二の規定は 行 「掛金」という。)につい (傍線部分は改正部分) (次項 第二 |条の

おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十一条か

平成二十六年整備省令第十七条第

項の規定によりな

第一項に規定する年金たる給付(次項において「障害等年金給付」とい

)について、

2

2

(略)

(略)

抄

(第八条関係)

(傍線部分は改正部分)

業主(法人である対象設立事業主に限る。)に係る事業が廃止されて 「第一号において同じ。)に規定する対象設立事業主(当該対象設立事 「法第五条第一項(同条第十三項において準用する場合を含む。次条 を政令第三百二十匹号)第二十六条の規定による遺族終付金の受終権	
「大きの見言により表したとの見言による遺疾合力をのを合質	
号 法 掲 す	
第八条 法第四条第二項及び第三項(これらの規定を司条第五項において(通知の対象者) 現 行	第八条から第十九条まで 削除 改 正 案

において準用する場合を含む。) の通知が行うことができない場合において準用する場合を含む。) に規定する役員をいう。第十一条第二項並びに第十二条合を含む。) に規定する役員をいう。第十一条第二項並びに第十二条のを含む。) の通知が行うことができない場合に

(法第五条第六項の申出)

「基金」という。)に提出することによって行わなければならない。下この条及び第十二条第三号において同じ。)の規定による未納掛金等中出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を厚生年金基金(以下申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を厚生年金基金(以下第九条 法第五条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。以

- 。以下同じ。)の名称及び所在地又は元役員の氏名及び住所一 対象設立事業主(法第五条第一項に規定する対象設立事業主をいう
- 。以下同じ。)の氏名 。 以下同じ。)の氏名 : 特例対象加入員(法第四条第一項に規定する特例対象加入員をいう
- 三 未納掛金等の額

(法第五条第九項第二号イの期限)

条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定に含む。)に規定する厚生労働省令で定める期限は、法第六条第一項(同第十条 法第五条第九項第二号イ(同条第十三項において準用する場合を

よる公表の日から十月が経過する日とする。

(基金が講ずる措置)

の規定による公表を行う者について基金が講ずる次の各号に掲げる措置第十一条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項

とする。

二 未納掛金(法第四条第一項に規定する未納掛金をいう。以下この号簿に関する事項を含む。) の規定による勧奨に係る措置(未納掛金等の 法第五条第二項又は第四項(これらの規定を同条第十三項において

する額の徴収に係る措置
十三項において準用する場合を含む。)の規定による未納掛金に相当及び次条第一号において同じ。)の徴収又は法第五条第八項(同条第二 未納掛金(法第四条第一項に規定する未納掛金をいう。以下この号

主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。主の名称を公表するものとする。

(法第六条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者)

- 一 未納掛金に係る期間において役員でなかった者
- ける役員としての職務が基金の事業の職務以外のもののみであった者二 前号に規定する期間において役員であった者のうち、当該期間にお
- までに同条第六項の規定による申出を行った場合における同項の規定(同条第十三項において準用する場合を含む。)の基金が定める期限三 元役員が数人あるときに、当該元役員のうち一人が法第五条第五項

による申出を行わなかった他の元役員

(準用規定)

する書類の保存について準用する。第十三条第七条の規定は、対象設立事業主又は元役員の未納掛金等に関

(通知の対象者)

各号に掲げる者とする。下この条において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める者は、次の第十四条 法第七条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以

険給付の支給を請求する権利を有する者)一 法第七条第一項において準用する同法第三十七条の規定による未支給の保 一 法第七条第一項(同条第四項において同じ。) に規定する特例対象解 を第一号及び第十八条第二項において同じ。) に規定する特例対象解 を第一号及び第十八条第二項において同じ。) に規定する特例対象解 を記述

二 法第八条第一項(同条第十三項において準用する場合を含む。第十

大条第二項において同じ。)に規定する解散した基金の対象設立事業 一定係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため法第 一大条第二項の通知が行うことができない場合においては、役員(法第 一人条第三項(同条第十三項において準用する場合を含む。)に規定する役員をいう。第十六条第二項並びに第十七条第一号及び第二号において同じ。)であった者(第十六条から第十八条までにおいては、役員(法第 で同じ。)であった者(第十六条から第十八条までにおいて「元役 一段であるものに限る。) 「は第一日であるものに限る。)に規定する役員をいう。)であった者(第十六条から第十八条までにおいては、役員(法第 では、であるものに限る。)

(法第八条第九項第二号イの期限)

による公表の日から十月が経過する日とする。 同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定 一方の規定で含む。)に規定する厚生労働省令で定める期限は、法第九条第一項(の規定する厚生労働省令で定める期限は、法第九条第一項(の規定

(企業年金連合会が講ずる措置)

法第八条第二項又は第四項

(これらの規定を同条第十三項において

同じ。)に規定する特例掛金をいう。以下同じ。)の額に関する事項条第二項(同条第十三項において準用する場合を含む。次項において準用する場合を含む。)の規定による勧奨に係る措置(特例掛金(同準用する場合を含む。)の規定による勧奨に係る措置(特例掛金(同

を含む。)

- 規定による特例掛金の徴収に係る措置二 法第八条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の
- 2 連合会は、法第九条第一項の規定による公表を行う場合(同項第二号に掲げる場合に該当するときに限る。)には、同項の規定により元役員同条第一項に規定する解散した基金の対象設立事業主(第十八条及び第十九条第二号において「解散した基金の対象設立事業主(第十八条及び第十九条第二号において「解散した基金の対象設立事業主」という。)で

(法第九条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者)

- った者 法第七条第一項に規定する未納掛金に係る期間において役員でなか

(準用規定)

特例掛金に関する書類の保存について準用する。第十八条第七条の規定は、解散した基金の対象設立事業主又は元役員の

(基金等への情報提供)

び口に定める情報

一 次のイ及び口に掲げる対象設立事業主の区分に応じ、それぞれイ及

| 対象設立事業主(法人であるものに限る。) 当該対象設立事業 | 対象加入員の氏名、住所、性別、生年月日、基礎年金番号(国民年金) | 金番号をいう。以下この条において同じ。)及び法第一条第一項の | 金番号をいう。以下この条において同じ。)及び法第一条第一項の | 大田の連絡先並びに当該対象設立事業主に係る特例 | 大田の連絡先並びに当該対象設立事業主に係る特例

主に係る特例対象加入員の氏名、住所、性別、生年月日、基礎年金主の住所、氏名、電話番号その他の連絡先並びに当該対象設立事業 対象設立事業主(法人であるものを除く。) 当該対象設立事業

番号及び法第一条第一項の規定に基づく確認等の内容

二 次のイ及びロに掲げる解散した基金の対象設立事業主の区分に応じ

、それぞれイ及び口に定める情報

イ 解散した基金の対象設立事業主 (法人であるものに限る。) 当

当該解散した基金の対象設立事業主に係る特例対象解散基金加入員

該解散した基金の対象設立事業主の電話番号その他の連絡先並びに

の氏名、住所、性別、生年月日、基礎年金番号及び法第一条第一項

の規定に基づく確認等の内容

四 解散した基金の対象設立事業主(法人であるものを除く。) 当

連絡先並びに当該解散した基金の対象設立事業主に係る特例対象解該解散した基金の対象設立事業主の住所、氏名、電話番号その他の

散基金加入員の氏名、住所、性別、生年月日、基礎年金番号及び法

第一条第一項の規定に基づく確認等の内容

(法第二十一条第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める事務)

める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 第十九条の十九 法第二十一条第一項第八号に規定する厚生労働省令で定

第十九条の十九

(法第二十一条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務)

法第二十一条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定

める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

(略

一・二 (略)

〇九頁

0 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第十三号)

(第九条関係)

(傍線部分は改正部分)

抄

末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率及び当該事業年	末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率又は当該事業年
以下同じ。)の算定に用いる予定利率、当該事業年度の翌事業年度の	以下同じ。)の算定に用いる予定利率、当該事業年度の翌事業年度の
定給付企業年金法第六十条第三項に規定する最低積立基準額をいう。	定給付企業年金法第六十条第三項に規定する最低積立基準額をいう。
いる運用利回りは、当該事業年度の末日における最低積立基準額(確	いる運用利回りは、当該事業年度の末日における最低積立基準額(確
一 当該事業年度の翌々事業年度以後の積立金の額の見込額の計算に用	一 当該事業年度の翌々事業年度以後の積立金の額の見込額の計算に用
のいずれか小さい額とすることができる。	額とすることができる。
した額のうち、当該事業年度の翌事業年度に係る額又は同条第二号の額	該事業年度の翌事業年度に係る額又は同条第二号の額のいずれか小さい
要な毎事業年度の掛金の額の見込額として次に定めるところにより計算	掛金の額の見込額として次に定めるところにより計算した額のうち、当
(同条第一号に定める積立比率をいう。)が一・○以上となるために必	める積立比率をいう。)が一・○以上となるために必要な毎事業年度の
業年度の初日から起算して七年以内の事業年度の末日における積立比率	起算して七年以内の事業年度の末日における積立比率(同条第一号に定
た額は、新規則第五十八条の規定にかかわらず、当該事業年度の翌々事	五十八条の規定にかかわらず、当該事業年度の翌々事業年度の初日から
決算における法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定し	令で定めるところにより算定した額は、確定給付企業年金法施行規則第
第四条 事業年度の末日が平成三十年三月三十日までの間の各事業年度の	第四条 当分の間、各事業年度の決算における法第六十三条の厚生労働省
(回復計画に係る経過措置)	(回復計画に係る経過措置)
附則	附則
現	改正案

2 (略)	2 (略)
二・三(略)	二・三(略)
	うち最も高い率とを上回らないこと。
	第四十三条第二項第一号に規定する予定利率のうちいずれか低い率の
均のうち最も高い率を上回らないこと。	均若しくは当該確定給付企業年金に係る確定給付企業年金法施行規則
度を含む直近五事業年度における積立金に係る運用利回りの実	度を含む直近五事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平

0 健康保険法施行規則 (大正十五年内務省令第三十六号)

抄

(傍線部分は改正部分)

第十条関係

第二条 きは、 五十九条の三において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。 金保険法等の一 る事業所につき公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年 付記しなければならない。 四条に規定する基礎年金番号(以下単に「基礎年金番号」という。) (選択の届出) 第 (略) 同項の届書に国民年金法 項の場合において、 (略) 部を改正する法律 この場合において、当該被保険者が使用され 被保険者が厚生年金保険の被保険者であると 改 (昭和三十四年法律第百四十一号) 第十 正 (平成二十五年法律第六十三号。 案 第百 を 附 第二条 3 2 きは、 金の名称を併記しなければならない。 る事業所につき厚生年金基金が設立されているときは、 付記しなければならない。 四条に規定する基礎年金番号(以下単に「基礎年金番号」という。 (選択の届出) 第一項の場合において、 (略) 同項の届書に国民年金法 (略) 現 この場合において、 被保険者が厚生年金保険の被保険者であると (昭和三十四年法律第百四十一号) 第十 行 当該被保険者が使用され 当該厚生年金基

3

2

則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金が設立されているときは

当該存続厚生年金基金の名称を併記しなければならない。

4

(略)

4

(略)

(機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定)

第百五十九条の三

(機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定)

法第二百五条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定 第百五十九条の三 法第二百五条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定

規定により適用を除外される場合におけるものを除く。いて準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律のめる法律の規定は、次の各号に掲げるもの(当該法律又は他の法律にお

一•二 (略)

三削除

四~九(略)

十 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項又は第三十八条第

項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚

生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百七十

三条の二

規定により適用を除外される場合におけるものを除く。いて準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律のめる法律の規定は、次の各号に掲げるもの(当該法律又は他の法律にお

一•二 (略)

三 厚生年金保険法第百七十三条の二

四~九 (略)

(新 設)

◎ 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)

抄

(傍線部分は改正部分)

(第十一条関係)

第二百十九条 十九 定 四~十八 三 の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 おいて準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律 で定める法律の規定は、次に掲げるもの 等の一 (法第百五十三条の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規 条の二 とされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百七十三 削除 項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するもの 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法 部を改正する法律 (略) (略) 法第百五十三条の八第一項第九号に規定する厚生労働省令 改 (平成二十五年法律第六十三号) 正 案 (当該法律又はその他の法律に 附則第五条 第二百十九条 三 四~十八 の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 おいて準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律 で定める法律の規定は、次に掲げるもの 定 (新設) (法第百五十三条の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規 厚生年金保険法第百七十三条の二 (略) 法第百五十三条の八第一項第九号に規定する厚生労働省令 (略) 現 (当該法律又はその他の法律に 行

0 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則 (昭和五十一年労働省令第二十六号)

抄

(傍線部分は改正部分)

(第十二条関係)

2 (略)	2 (略)
三~五 (略)	三〜五(略)
	年法律第百十五号)第百二十二条に規定する加入員である事業主
	された同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九
	十三号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものと
号)第百二十二条に規定する加入員である事業主	めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六
二 その使用する労働者が厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五	二 その使用する労働者が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のた
一 (略)	一 (略)
する。	する。
第四条 法第五条の厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる事業主と	第四条 法第五条の厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる事業主と
(退職手当の保全措置を講ずることを要しない事業主)	(退職手当の保全措置を講ずることを要しない事業主)
現行	改正案

0 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省

(第十三条関係)

令 (平成十七年厚生労働省令第四十四号)

抄

(傍線部分は改正部分)

	改正案		現行
別表第一(第三	(第三条及び第四条関係)	別表第一(第三名	三条及び第四条関係)
表一		表一	
(略)	(略)	(略)	(鮥)
(削る)	(削る)	厚生年金基金令	第十三条第三項の規定による会議録の備付け
	(削る)	(昭和四十一年	第十四条第一項の規定による加入員に関する原簿
		政令第三百二十	の備付け
	(削る)	四号)	第三十九条第二項の規定による貸借対照表及び損
			益計算書並びに業務報告書の備付け
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	厚生年金基金規	第二十条の規定による掛金及び標準給与に関する
		則(昭和四十一	書類の保存
	(削る)	年厚生省令第三	第三十二条の九の規定による帳簿の備え及び保存
		十四号)	
別表第二(第五条、	、第六条及び第七条関係)	別表第二(第五条、	第六条及び第七条関係)
(路)	(略)	(略)	(略)

益計算書並びに業務報告書の代議員会への提出
(略)
別表第四(第十条及び第十一条関係)
(略)
厚生年金基金令
(略)
別表第三 (第八条及び第九条関係)
(略)
則 厚生年金基金規
(略)
厚生年金基金令

(略)

0 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令(平成二十年厚生労

(傍線部分は改正部分)

働省令第二号)

抄

(第十四条関係)

等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五条	二十 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法 (新設)	による改正前の地方公務員等共済組合法第百七十条の三	するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法 ものとされ、同条第二項の規定により読み替	律第五十六号)附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有 律第五十六号)附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有	十九 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法 十九 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法	五~十八 (略) 五~十八 (略)	四 削除 四 厚生年金保険法第百七十三条の二		り適用を除外される場合におけるものを除く。 り適用を除外される場合におけるものを除く。	する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定によしてる場合を含む。)とする。ただし、当該法律	る法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又は他の法律において準用 る法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又	第三十三条 法第百三条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定め 第三十三条 法第百三条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定め	規定)	(法第百三条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の (法第百三条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の	改 正 案 現 行
		第百七十条の三	同条第二項の規定により読み替えて適用される同法によ	頃の規定によりなお効力を有する	を改正する法律(平成二十三年法				を除く。	当該法律又は他の法律の規定によ	(当該法律又は他の法律において準用	号に規定する厚生労働省令で定め		する厚生労働省令で定める法律の	行

条の二	とされ	第一項
→ I	とされた同法第一条の規定による改正前の	項又は第三・
	一条の規定	十八条第一
	による改一	項の規定
	止前の厚生	によりなお
	年金保険	その効力を
	の厚生年金保険法第百七十三	の規定によりなおその効力を有するもの
		0

0 日本年金機構の業務運営に関する省令(平成二十一年厚生労働省令第百六十五号)

抄

(傍線部分は改正部分)

(第十五条関係)

より平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第五条第等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この号	十七 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法十一〜十六 (略)	定給付企業年金又は企業年金連合会が行う給付に関する事務十一確定給付企業年金法(平成十三年法律第八十八号)の規定により確	三~九(略)	二 削除 一 (略)	おりとする。	第九条 法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定めるものは、次(法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定める事務)	改正案
	(新設) 十一~十六 (略)	付に関する事務 ・ 一確定給付企業年金法(平成十三年法律第八十八号)の規定による給	三〜九(略) う給付に関する事務	二 厚生年金保険法の規定により厚生年金基金又は企業年金連合会が行一 (略)	る。 	第九条 法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定めるものは、次(法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定める事務)	現

十八・十九 (略)	会が行う給付に関する事務	年厚生年金等改正法附則第七十五条第二項の規定により企業年金連合	十三号に規定する存続連合会が行う給付に関する事務又は平成二十五	続厚生年金基金若しくは平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第
十七・十八				
(略)				